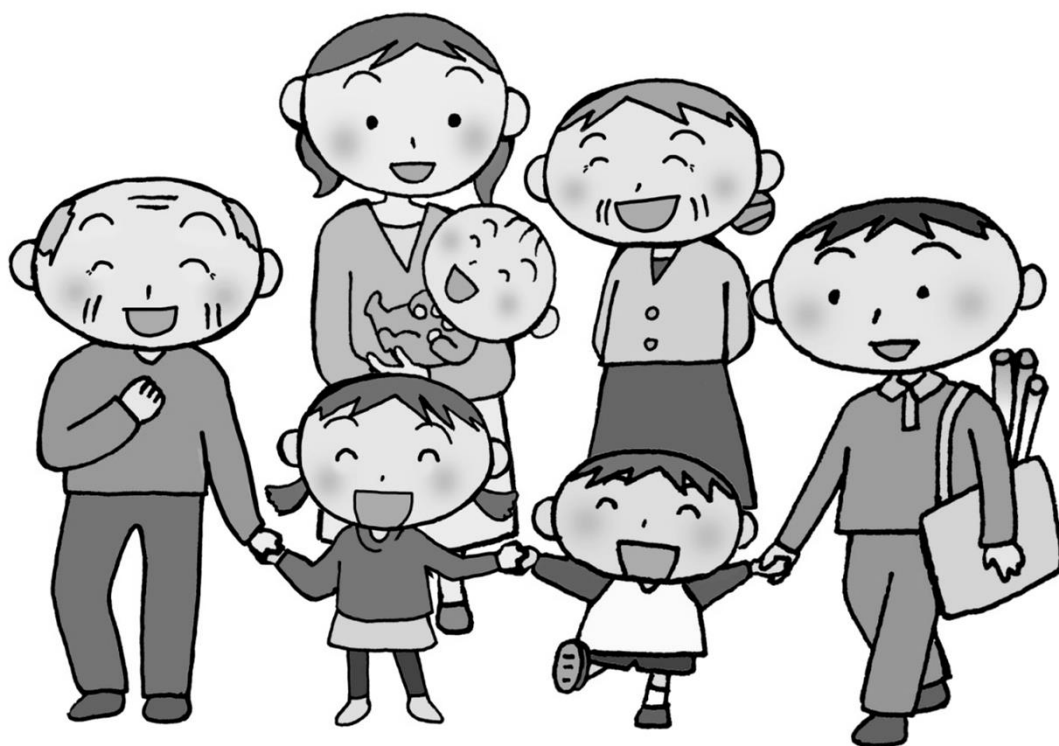


新見市子ども・子育て支援事業計画

～家庭を源に、地域全体で子どもを育てる都市～



平成 27 年 3 月
新見市

はじめに



我が国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い、少子化が急速に進行しております。また、地域のつながりの希薄化や女性の社会進出など、子どもを取り巻く環境の変化によって、保育に対するニーズが多様化してきております。

こうした中、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、保護者が子育てについての「第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、幼時期の教育・保育の一体的な提供や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなりました。

本市においては、平成21年度に次世代育成支援行動計画【後期】を策定し、「家庭を源に、地域全体で子どもを育てる都市」を基本理念として、次代を担う子どもたちの健やかな成長に向けて、各種子育て施策を展開してまいりました。

その中で、教育・保育を一体的に提供できる認定こども園の整備を全国に先駆けて進めるとともに、地域の実情に応じた子育て環境づくりや、新見公立大学・地域・行政の協働の下、「にいみ子育てカレッジ」や「子育て広場」などを運営し、子育て中の親子が交流できる場の提供や大学の専門的知識を生かした子育て相談などを行うことによって、子育て家庭の不安や負担の軽減に努めております。

この度、子どもや子育て家庭の現状や課題を踏まえ、今後5年間の子育て支援施策の方向性と取組を盛り込んだ新たな計画として、「新見市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。次世代育成支援行動計画から引き継いだ基本理念を実現するため、家庭・地域・行政・企業が相互に連携しながら様々な取組を推進してまいりますので、次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、今後とも皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見を賜りました新見市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様、関係者の方々に心から感謝を申し上げ、ごあいさついたします。

平成27年3月

新見市長 石垣 正夫

目 次

第1章 計画の前提	
第1節 計画策定にあたって	1
第2章 子どもを取り巻く市の状況	
第1節 少子化の動向	5
第2節 家族や地域の状況	11
第3節 子育て施策をめぐる状況	15
第3章 計画の構想	
第1節 計画の理念	34
第2節 基本的な視点	35
第3節 計画の基本目標	36
第4節 施策の体系	37
第4章 事業量の見込みと確保方策	
第1節 教育・保育の提供区域の設定	38
第2節 保育認定	38
第3節 幼児期の学校教育・保育	39
第4節 地域子ども・子育て支援事業	42
第5節 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	49
第5章 施策の展開	
基本目標1 子育て家庭を支援する教育・保育の提供体制づくり	50
基本目標2 子どもを健やかに産み、育てる環境づくり	58
基本目標3 子どもが心身ともに健全に育ち、成長を支える環境づくり	66
基本目標4 男女がともに子育てと仕事を両立できる社会づくり	72
基本目標5 子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり	75
基本目標6 子育て家庭へのきめ細かい支援ができる体制づくり	79
資料編	
1 新見市子ども・子育て会議設置要綱	86
2 新見市子ども・子育て会議委員名簿	88

第1章 計画の前提

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い、少子化が急速に進行しています。全国的に少子高齢化が進む中、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増大や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化に伴う子育てへの不安や孤立を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる様々な課題への対応が求められており、子育て中の親や子どもを支援する施策の充実を図ることが急務となっています。

このような状況に対し、国では平成24年8月に保育所、幼稚園、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」が制定され、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充などを推進していくことが目指されています。

本市においては、平成17年3月に「新見市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度までを計画期間として、子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てができる地域を築くために、各種施策を推進してきました。

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化していることから、社会全体で子どもと子育て家庭を支え、子どもを取り巻く様々な状況に対応した施策を総合的に推進していくことができるよう、「新見市子ども・子育て支援事業計画」（以下本計画）を策定しました。

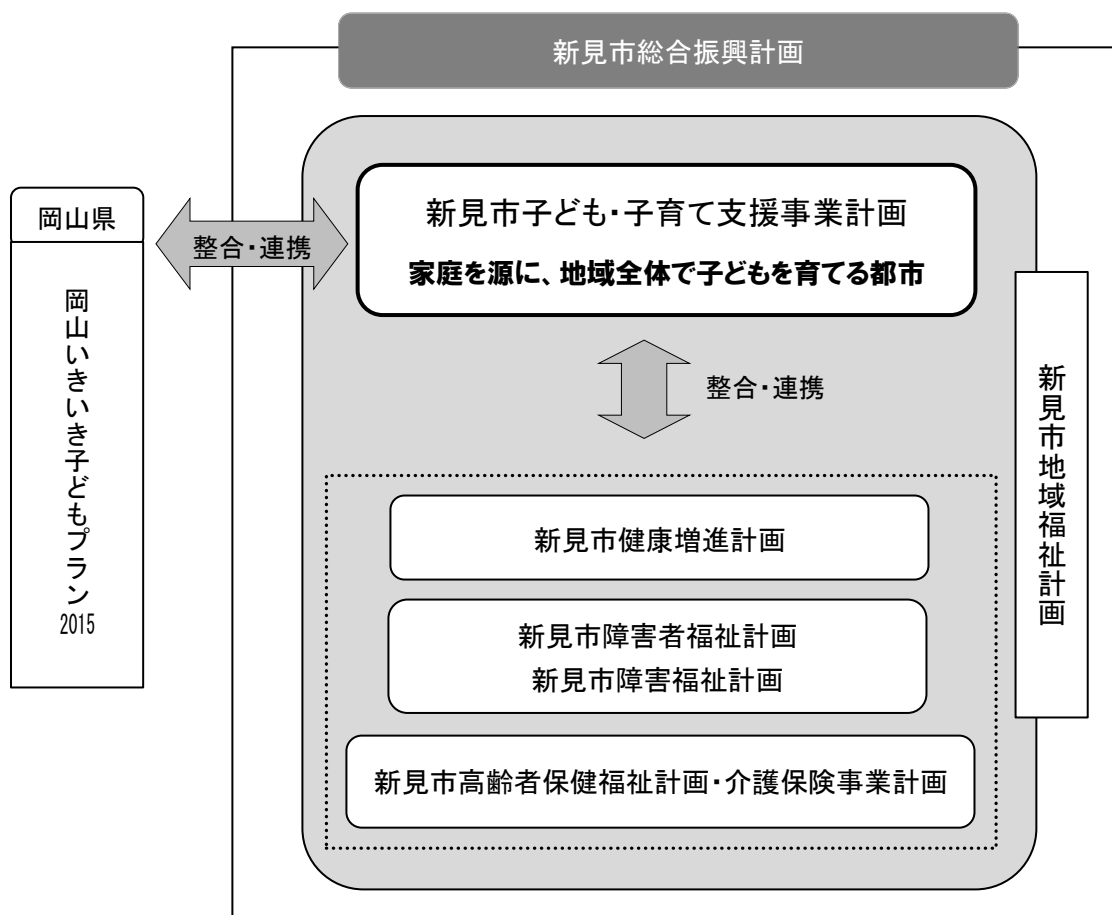
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村行動計画として位置づけられるものです。

本計画は国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標等を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組を推進します。

本計画の策定にあたっては、「第 2 次新見市総合振興計画」をはじめ、関連計画との整合を図ります。また、新見市次世代育成支援行動計画【後期】の考えや取組を踏襲し、子ども・子育て支援事業を総合的に推進していく計画と位置づけます。

《他計画との関係》



3 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年を計画期間とします。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
次世代育成支援行動計画(後期計画)									
					子ども・子育て支援事業計画				

4 住民参加と情報公開

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたって、市民の子育てに関する生活実態や意見・要望を確実に把握するために「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

- ①調査対象者 : 平成 25 年 12 月 1 日現在、新見市に住んでいる就学前の児童・小学生（1 年生から 3 年生）が居る全世帯
- ②調査期間 : 平成 25 年 12 月 17 日～平成 26 年 1 月 8 日
- ③調査方法 : 郵送及び保育所・学校等関係機関を通じての配布・回収
- ④回収状況

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査票	961 票	559 票	58.2%
小学校児童用調査票	351 票	258 票	73.5%
合計	1,312 票	817 票	62.3%

(2) 子ども・子育て会議の開催

本計画を策定するにあたり、本市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、学識経験者、関係団体、行政機関で構成する「子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメント

市役所総合窓口、新見市こども課、各支局、各市民センター及び新見市ホームページにおいて、広く市民から本計画における意見を募集しました。

(4) 情報公開

本計画の内容については、新見市ホームページへの掲載等により広く周知します。

5 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による計画実現のための点検

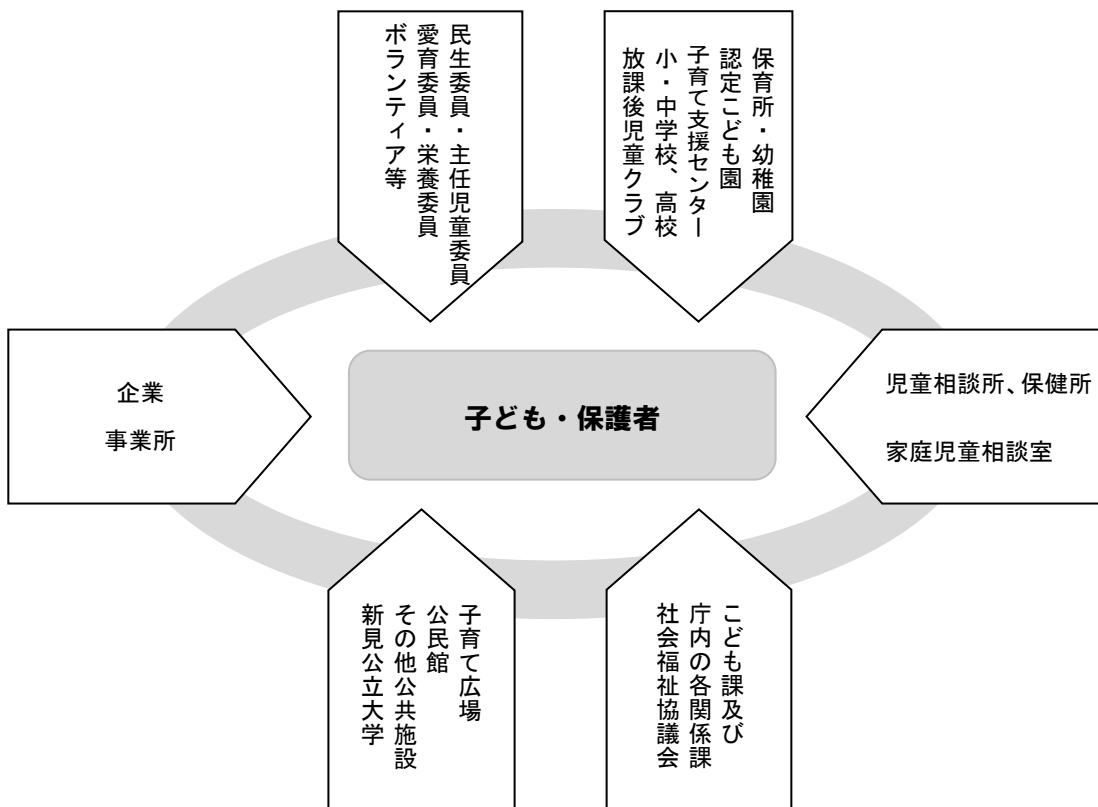
計画策定後は、「子ども・子育て会議」を適宜開催し、施策目標に対する実施状況を把握・点検して、その後の対策の実施に努めます。

(2) 庁内における推進体制の充実

本計画を、全庁的な取組として総合的かつ計画的に推進するために、庁内の各関係課との連携を強化し、推進体制の充実を図ります。

(3) 地域における推進体制の充実

地域住民・各種団体・関係機関が連携して、地域における子育て環境の充実を図ります。



第2章 子どもを取り巻く市の状況

第1節 少子化の動向

1 人口の推移

(1) 総人口と児童人口の推移

国勢調査による本市の総人口は、年々減少を続けています。住民基本台帳による平成26年の総人口は32,253人となっています。国勢調査による児童人口をみると、総人口と同様に減少傾向で推移しており、平成7年（国勢調査）と平成26年（住民基本台帳）を比べると2,015人の減少となっています。また、住民基本台帳による平成26年の児童人口の割合は、8.4%となっています。

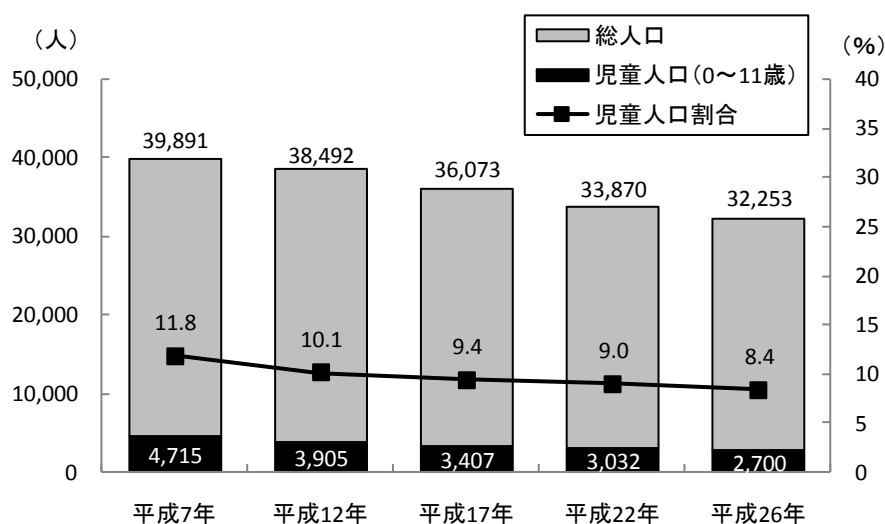
■総人口と児童人口の推移

単位：人、%

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口	39,891	38,492	36,073	33,870	32,253
児童人口(0～11歳)	4,715	3,905	3,407	3,032	2,700
児童人口割合	11.8	10.1	9.4	9.0	8.4

資料：国勢調査（平成7年、12年、17年、22年）、住民基本台帳（平成26年3月末現在）

■総人口と児童人口の推移



資料：国勢調査（平成7年、12年、17年、22年）、住民基本台帳（平成26年3月末現在）

(2) 年齢3区分人口比の推移

0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）、65歳以上（高齢者人口）の3区分人口比率をみると、0～14歳、15～64歳人口は減少傾向となっていますが、65歳以上人口は増加傾向にあります。各人口について平成7年（国勢調査）と平成26年（住民基本台帳）を比べると、0～14歳人口は4.7ポイント、15～64歳人口は6.9ポイント減少しており、65歳以上人口は11.6ポイント増加しています。

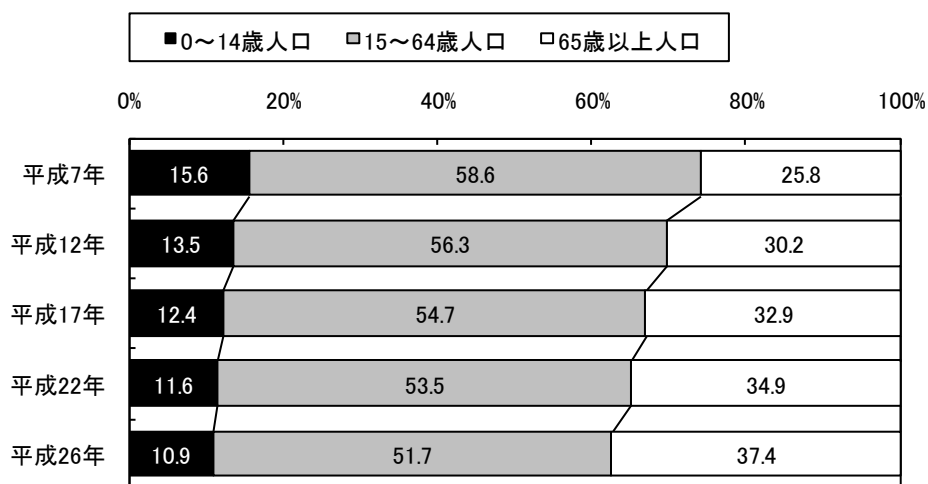
■年齢3区分人口比の推移

単位：人、%

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
0～14歳人口	6,205	5,199	4,469	3,922	3,506
割合	15.6	13.5	12.4	11.6	10.9
15～64歳人口	23,378	21,659	19,745	18,111	16,691
割合	58.6	56.3	54.7	53.5	51.7
65歳以上人口	10,306	11,634	11,859	11,837	12,056
割合	25.8	30.2	32.9	34.9	37.4

資料：国勢調査（平成7年、12年、17年、22年）、住民基本台帳（平成26年3月末現在）

■年齢3区分人口比の推移



資料：国勢調査（平成7年、12年、17年、22年）、住民基本台帳（平成26年3月末現在）

2 出生の動向

(1) 出生数と出生率の推移

人口動態統計による本市の出生数は平成20年から平成22年にかけて減少で推移し、平成23年で増加に転じましたが、平成24年で減少しています。県や国と比較すると出生率は低い傾向で推移しています。

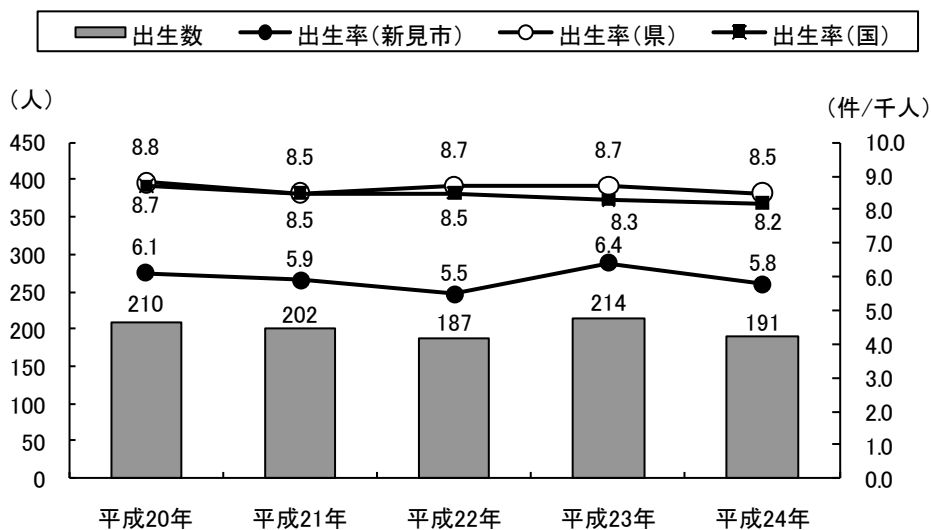
■出生数等の推移

単位：人、件/千人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	210	202	187	214	191
出生率（新見市）	6.1	5.9	5.5	6.4	5.8
出生率（県）	8.8	8.5	8.7	8.7	8.5
出生率（国）	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2

資料：人口動態統計、平成24年は毎月流動人口調査、人口統計調査より算出

■出生数と出生率の推移



資料：人口動態統計、平成24年は毎月流動人口調査、人口統計調査より算出

(2) 合計特殊出生率の推移

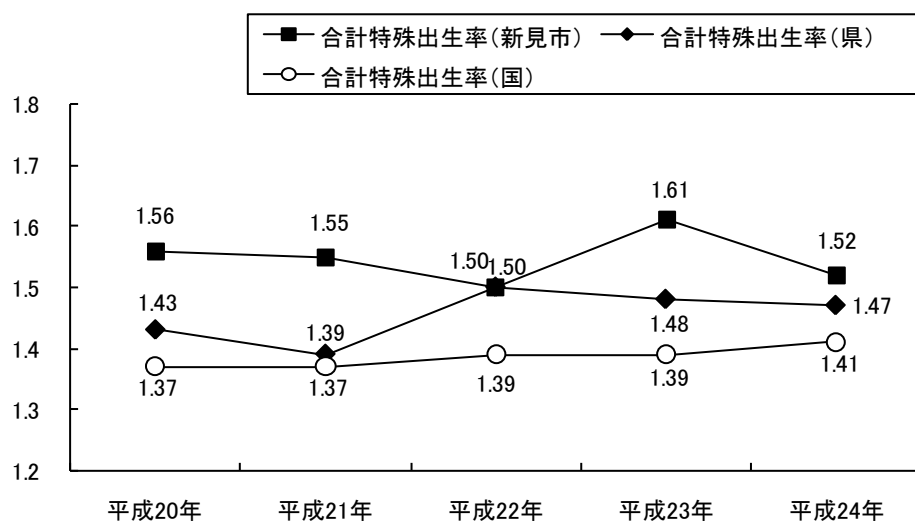
合計特殊出生率は平成22年に県と同じ数値となりましたが、それ以外の年では国や県より高い数値となっています。平成23年では1.61人と平成20年から平成24年の間では最も高くなっています。

■合計特殊出生率の推移

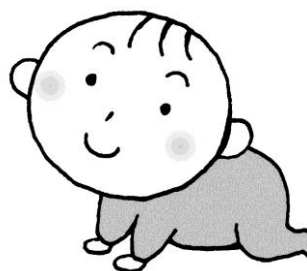
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計特殊出生率(新見市)	1.56	1.55	1.50	1.61	1.52
合計特殊出生率(県)	1.43	1.39	1.50	1.48	1.47
合計特殊出生率(国)	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

資料：人口動態統計

■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計



3 婚姻の動向

(1) 婚姻数・離婚数の推移

人口動態統計による本市の婚姻数と離婚数をみると、婚姻数は、平成20年から平成24年の間では平成20年の139件が最も多く、平成24年では93件となっています。

一方、離婚数は、平成20年から平成24年の間では平成22年の59件が最も多く、平成24年では22件となっています。

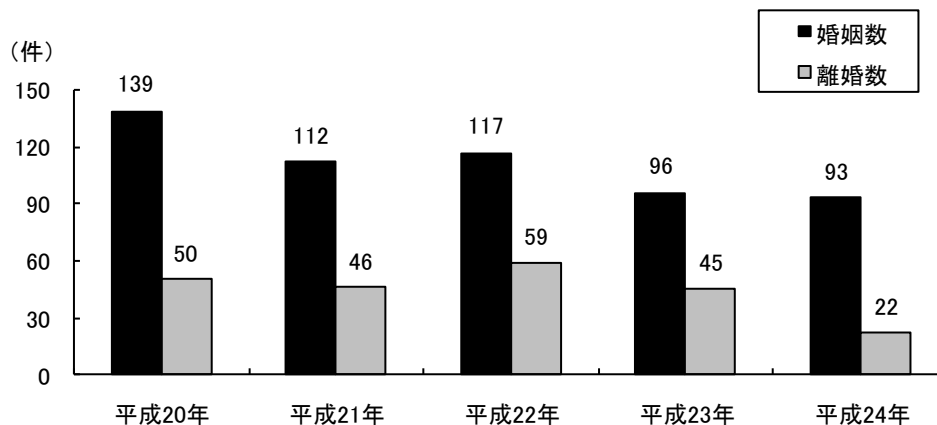
■婚姻数・離婚数の推移

単位：件

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻数	139	112	117	96	93
離婚数	50	46	59	45	22

資料：人口動態統計

■婚姻数と離婚数の推移



資料：人口動態統計

(2) 未婚率の推移

国勢調査による本市の未婚率について、平成2年と平成22年を比べると、男性の20～24歳は概ね同じ状況で推移していますが、25～29歳は6.8ポイント、30～34歳は18.6ポイント増加しています。女性では20～24歳で6.5ポイント、25～29歳は16.8ポイント、30～34歳は16.1ポイント増加しています。

■男性の未婚率の推移

単位：％

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
20～24歳	市	91.5	91.1	86.6	85.9	90.6
	国	92.2	92.6	92.9	93.4	91.4
25～29歳	市	60.0	65.8	63.4	63.0	66.8
	国	64.4	66.9	69.3	71.4	69.2
30～34歳	市	30.3	33.3	39.4	40.0	48.9
	国	32.6	37.3	42.9	47.1	46.0

資料：国勢調査

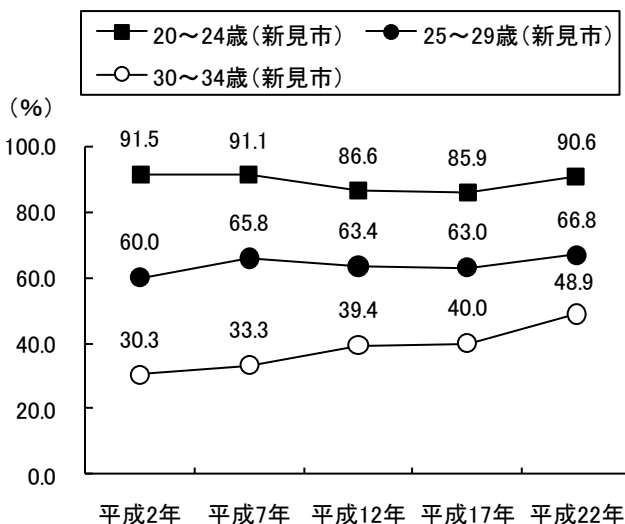
■女性の未婚率の推移

単位：％

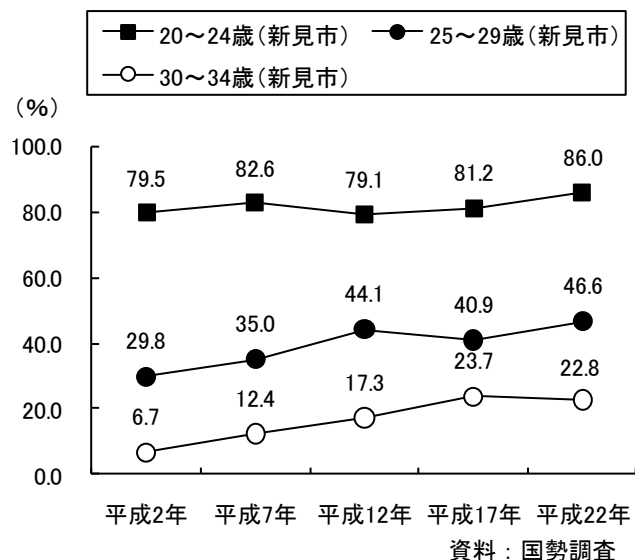
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
20～24歳	市	79.5	82.6	79.1	81.2	86.0
	国	85.0	86.4	87.9	88.7	87.8
25～29歳	市	29.8	35.0	44.1	40.9	46.6
	国	40.2	48.0	54.0	59.0	58.9
30～34歳	市	6.7	12.4	17.3	23.7	22.8
	国	13.9	19.7	26.6	32.0	33.9

資料：国勢調査

■男性の未婚率の推移



■女性の未婚率の推移



資料：国勢調査

第2節 家族や地域の状況

1 世帯の状況

国勢調査及び住民基本台帳による本市の世帯の状況をみると、世帯数は増減を繰り返しており、世帯人員、平均世帯人員ではともに減少傾向で推移しています。また、6歳未満及び18歳未満の児童の居る世帯数も減少傾向にあります。

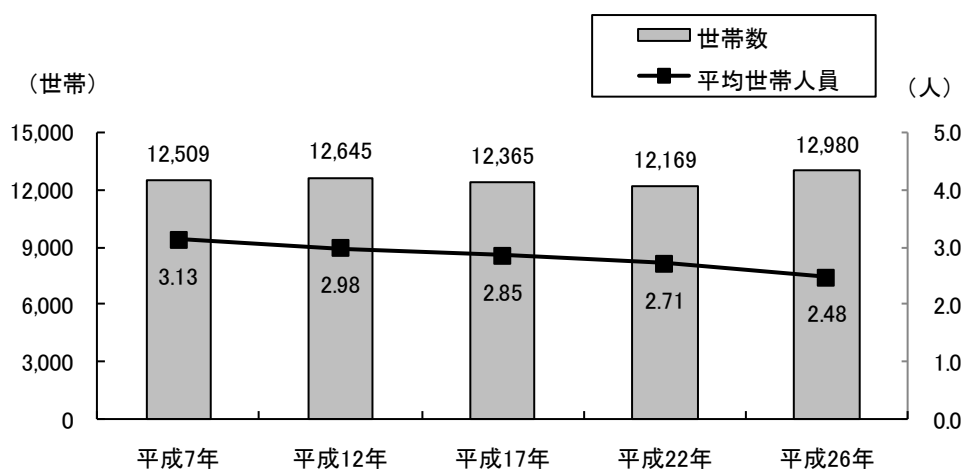
■世帯構造の推移

単位：世帯、人、%

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
世帯数	12,509	12,645	12,365	12,169	12,980
世帯人員	39,193	37,662	35,227	32,958	32,253
平均世帯人員	3.13	2.98	2.85	2.71	2.48
6歳未満の児童の居る世帯数	1,418	1,226	1,172	979	877
割合	11.3	9.7	9.5	8.0	6.8
18歳未満の児童の居る世帯数	3,850	3,383	2,995	2,604	2,321
割合	30.8	26.8	24.2	21.4	17.9

資料：国勢調査（平成7年、12年、17年、22年）、住民基本台帳（平成26年3月末現在）

■世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査（平成7年、12年、17年、22年）、住民基本台帳（平成26年3月末現在）

2 産業及び就労状況

(1) 産業構造の推移

国勢調査による本市の産業構造の推移をみると、第1次産業、第2次産業が減少傾向である一方で、第3次産業は増加傾向にあります。

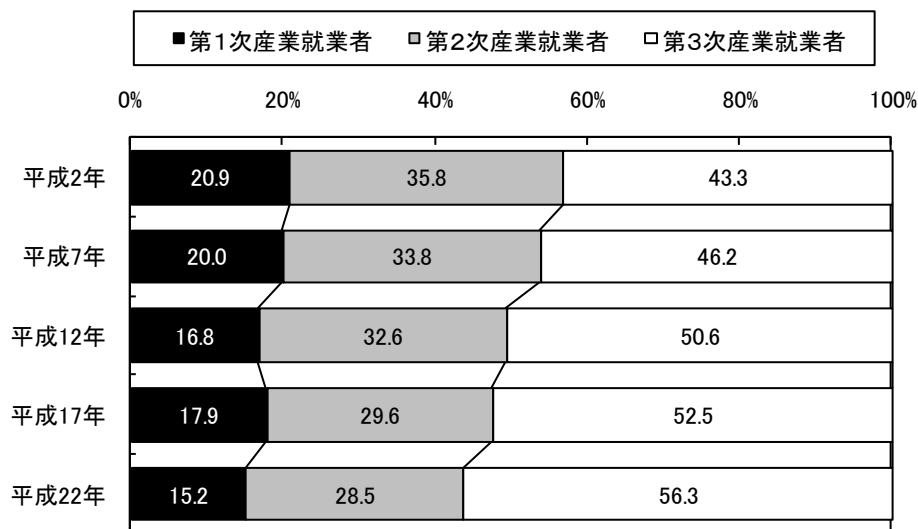
■産業構造の推移

単位：％

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第1次産業就業者	20.9	20.0	16.8	17.9	15.2
第2次産業就業者	35.8	33.8	32.6	29.6	28.5
第3次産業就業者	43.3	46.2	50.6	52.5	56.3

資料：国勢調査

■産業構造の推移



資料：国勢調査

(2) 就業者数

国勢調査による本市の就業状況を見ると、人口構造の高齢化などを背景に、男性、女性ともに就業者数は減少傾向で推移しています。

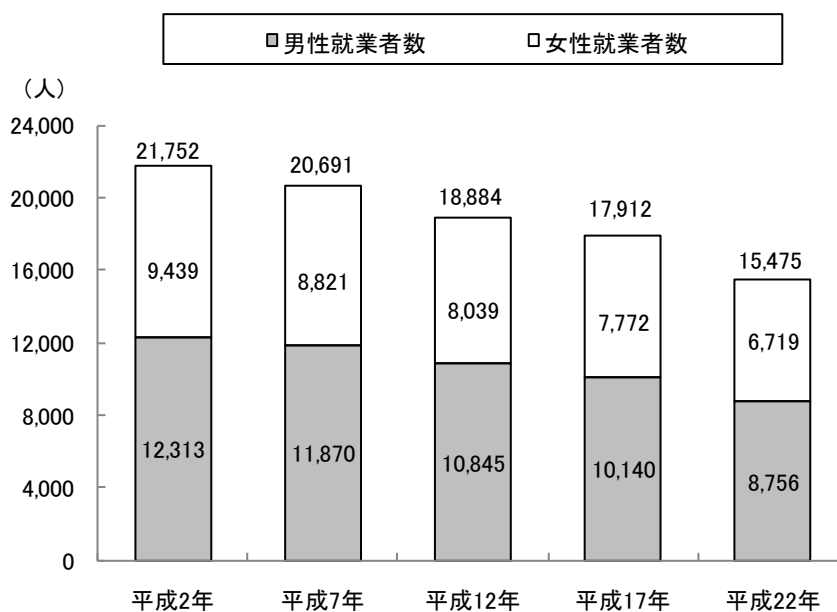
■就業者数の推移

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
男性就業者数	12,313	11,870	10,845	10,140	8,756
女性就業者数	9,439	8,821	8,039	7,772	6,719
就業者合計	21,752	20,691	18,884	17,912	15,475

資料：国勢調査

■就業者数及び就業率の推移



資料：国勢調査



(3) 女性の年齢別就業率

国勢調査による本市の女性の就業率をみると、25～29歳で74.8%となっていますが、30～34歳では71.6%と減少しています。35歳以降の就業率は高い傾向となっており、45～54歳にかけては80%台となっています。

また、国や県の実業率と比べると15～24歳、85歳以上を除く年齢で高くなっています。

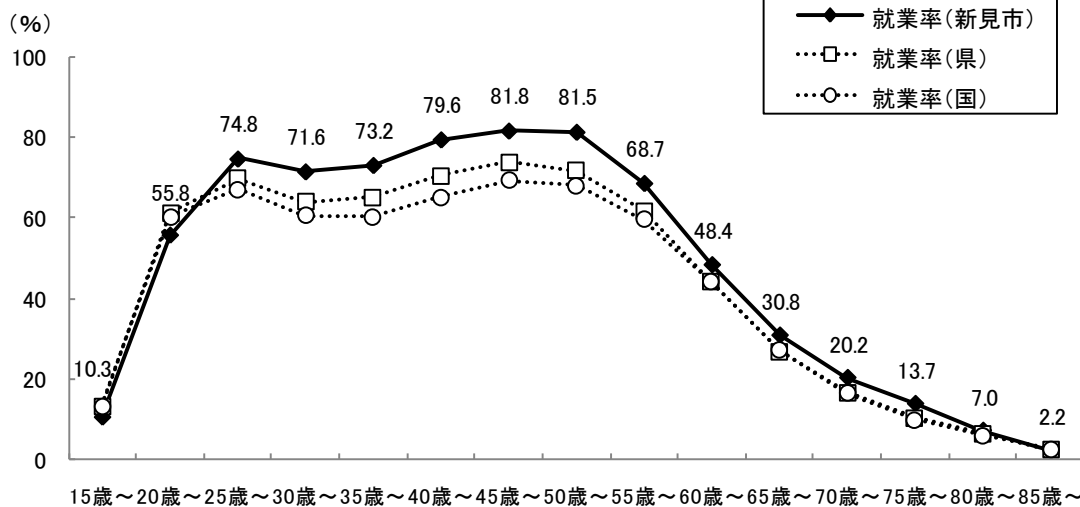
■女性の年齢別就業率

単位：人、%

年齢	人口	就業者数	就業率		
			新見市	県	国
15～19歳	939	97	10.3	12.9	13.3
20～24歳	658	367	55.8	61.3	60.3
25～29歳	620	464	74.8	69.9	67.1
30～34歳	668	478	71.6	63.9	60.6
35～39歳	795	582	73.2	65.1	60.4
40～44歳	755	601	79.6	70.4	65.1
45～49歳	910	744	81.8	74.0	69.3
50～54歳	1,130	921	81.5	71.8	68.1
55～59歳	1,198	823	68.7	61.8	59.7
60～64歳	1,365	660	48.4	44.0	44.0
65～69歳	1,177	362	30.8	26.9	27.0
70～74歳	1,397	282	20.2	16.5	16.3
75～79歳	1,526	209	13.7	10.3	9.7
80～84歳	1,384	97	7.0	6.3	5.8
85歳以上	1,487	32	2.2	2.2	2.4

資料：平成22年国勢調査

■女性の就業率の推移



資料：平成22年国勢調査

第3節 子育て施策をめぐる状況

1 母子保健の状況

(1) 母子保健に関する人口動態の推移

■母子保健に関する人口動態の推移

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
出生数(再掲)	210	202	187	214	191	
低体重児出産数	14	19	13	16	20	
乳児死亡	1	2	0	0	0	
新生児死亡	0	0	0	0	0	
周産期死亡	1	0	2	1	1	
死産数	自然	1	0	2	2	3
	人工	2	0	0	2	0
	総数	3	0	2	4	3

資料：人口動態統計

(2) 母子保健事業の状況

■母子保健事業の状況

①母子健康手帳の交付

新見市保健福祉センター、各支局において、母子健康手帳の交付を行っています。

②両親学級（すこやかパパママ講座）

小児科医師や助産師の講話、栄養指導、出産後の必要な手続き等について学び、妊婦が出産まで安心して過ごせ、育児に対する心構えができるように講座を行っています。



③乳幼児健康診査

新見市保健福祉センターにおいて、次の乳幼児健康診査を実施しています。

事業名	内容
乳児健診(3～4か月児)	問診、診察、身体計測、保健指導、栄養指導
乳児健診(9～10か月児)	問診、診察、身体計測、保健指導、栄養指導、ブックスタート※、カリオスタット※
1歳6か月児健診	問診、診察、身体計測、歯科健診、歯磨き指導、保護者(妊婦のみ) 歯科健診、フッ素塗布、保健指導、栄養指導、心理相談(個別)
2歳6か月児健診	問診、診察、身体計測、歯科健診、保護者(妊婦のみ) 歯科健診、歯磨き指導、フッ素塗布、保健指導、栄養指導、心理相談(個別)
3歳児健診	問診、診察、身体計測、歯科健診、歯磨き指導、保護者(妊婦のみ歯科健診)、フッ素塗布、保健指導、栄養指導、心理相談(個別)

※ブックスタートとは・・・「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。赤ちゃんが保護者が、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけを届ける。

※カリオスタットとは・・・口の中の歯垢や酸のつき具合を色で見て、むし歯のつきやすさを調べる検査。



④相談、訪問指導

保健師等において、次の相談、訪問指導を行っています。

《事業内容》

事業名等	内 容
妊婦相談及び訪問指導	随時相談に対応。必要な人への訪問指導
産婦、新生児、未熟児及び乳児への相談や訪問	発育・発達についての相談、育児相談、保健事業や予防接種等の紹介
育児相談	食事や育児、発育・発達等各種相談に対応

《訪問指導状況》

単位：人、%

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
新生児訪問数	29	29	61	64	19	20	34	40	24	25
未熟児訪問数	11	13	9	14	9	9	11	13	15	17
乳児訪問数	145	162	148	164	168	175	164	176	164	187
計	185	204	218	242	196	204	209	229	203	229
訪問指導実施率	98.1		99.5		97.6		96.8		99.5	
要フォロー児数	19		26		20		34		33	

資料：健康づくり課

⑤予防接種の実施

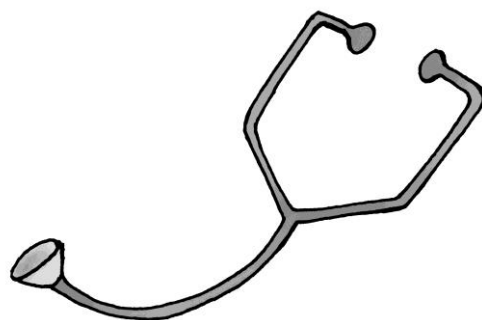
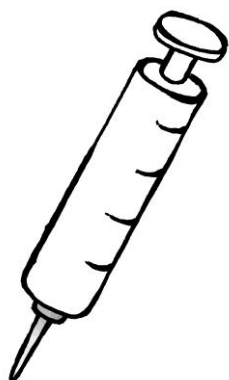
感染の恐れのある疾病の発生や蔓延を予防するため、医療機関で予防接種を行っています。毎年、予防接種スケジュール表を作成し、愛育委員が各世帯に配布しています。

《事業内容》

	対象疾病 (ワクチン)	対象年齢	標準的な接種年齢	回数
定期接種	4種混合 ジフテリア	1期初回：生後3～90 か月未満	生後3～12か月	20日以上あけて3回
	百日ぜき 破傷風 ポリオ	1期追加：生後3～90 か月未満（1期初回接 種（3回）終了後、12 ～18か月までの間隔を あける）	1期初回接種（3回） 後、12～18か月まで の間隔をあける	1回
		2期：11・12歳 (二種混合)	小学校6年生	1回

定期接種	対象疾病 (ワクチン)	対象年齢	標準的な接種年齢	回数
	麻しん・風しん 混合接種 (MR)	1期：生後12～24か月未満		1回
		2期：5歳～7歳未満 (小学校就学前1年間)		1回
	日本脳炎	1期初回：生後6～90 か月未満	3歳	6日以上
		1期追加：生後6～90 か月未満（1期初回終 了後、おおむね1年以 上あける）	4歳	1回
		2期：9～13歳未満	9歳	1回
	BCG	生後1歳未満	生後5～8か月未満	1回
ヒブ	生後2～60か月未満	初回接種開始は、生 後2～7か月未満 追加接種は、初回接 種終了後7～13か 月までの間隔をあ ける	・初回接種開始 時に2～7か月 の場合は4回 ・初回接種開始 時に7～12か 月の場合は3回	
小児用肺炎球菌	生後2～60か月未満	初回接種開始は、生 後2～7か月未満 追加接種は、生後12 ～15か月未満	・初回接種開始 時に2～7か月 の場合は4回 ・初回接種開始 時に7～12か 月の場合は3回 ・初回接種開始 時に12～24か 月の場合は2回 ・初回接種開始 時に24～60か 月の場合は1回	

定期接種	対象疾病 (ワクチン)	対象年齢	標準的な接種年齢	回数
	ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん予防) ※平成 25 年 6 月 から積極的な接種 勧奨の一時差し止 めが継続している 状態	小学 6 年生～高校 2 年生相当の女子 ※ただし、17 歳となる 日の属する年度の末 日までに 1 回目若し くは 2 回目の接種を 行った場合は、18 歳と なる日の属する年度 の末日まで対象とす る	13 歳となる日の属 する年度の初日か ら当該年度の末日 までの間	・ 1 か月以上の 間隔をあけて 2 回 ・ 1 回目終了後、 6 か月以上あけ て 1 回
	水痘	生後 12～36 か月未満	初回は生後 12～15 か月未満 2 回目は初回接種終 了後 3 か月以上の間 隔をあける	2 回
任意接種	対象疾病 (ワクチン)	対象年齢	標準的な接種年齢	回数
	インフルエンザ	(助成対象者) 1 歳～中学 3 年生		1～2 回



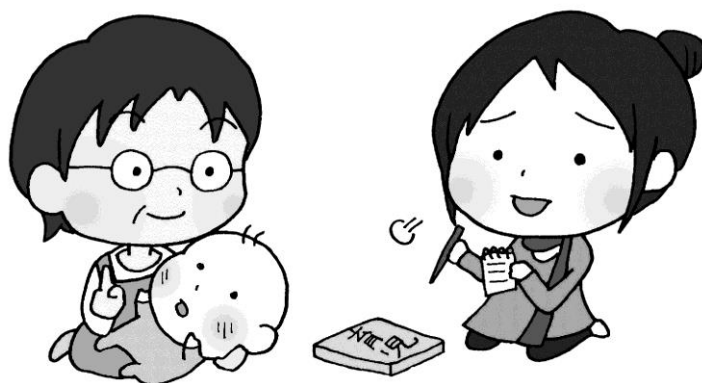
⑥発達障がい児等への支援

健診等を通じて支援が必要な子どもを早期に発見し、各専門機関と連携しながら必要に応じて二次相談機関等につなげるなどの早期療育が行えるよう、支援体制の強化を図っています。また、保育所・幼稚園・認定こども園とともに子どもの発達を確認しながら、支援の方向性を検討するなどの体制づくりを含め、市内の療育体制を整えることができるよう、新見市障害者自立支援協議会等とともに検討しています。その他、発達障がい以外の子どもと保護者の相談にも対応し、障がいの種類に応じた各種支援の提供、関係機関との調整も行っています。

《事業内容》

事業名等	内 容
子どもの心とからだの総合相談	健診や相談などで、言葉や運動などの発達について気になる子どもが対象。専門医による診察や発達相談、育児不安に対する支援を実施。
幼児発達相談	成長・発達に遅れや心配のある幼児とその保護者が対象。専門医等による診察や発達相談、育児不安に対する支援を実施。
要観察児教室	乳幼児健康診査等において、成長発達に遅れや心配のある幼児とその保護者が対象。親子遊びや小集団活動、臨床心理士等による支援を受けながら、保護者の育児不安を軽減し、子どもの健やかな発育・発達を促す教室。
乳幼児健康診査事業【再掲】	乳幼児の疾病や異常の早期発見に努めながら、発達・発育のチェックを行い、保護者の育児相談に対応することで安心して育児が行えるように支援します。 発達・発育に不安があるお子さんには年齢に応じた適切な療育の場を提供するとともに、必要に応じて専門機関を紹介します。
発達障がい疑い児と保護者の支援	成長・発達に心配のある幼児と保護者に対して、訪問、面接、相談を通じて、保護者の育児不安を軽減し、安心して育児ができるように支援します。
子どもの健やか発達支援事業	備北保健所新見支所で実施する専門的な事業との連携により、支援体制の充実を図ります。 ○子どもの心とからだの総合相談 ○地域支援連絡会議

事業名等	内 容
児童発達支援	療育が必要な未就学の障がい児に対して、日常における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了や休業日に支援が必要と認められた就学中の障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
補装具・日常生活用具の給付	身体の部分的欠損または身体機能の障がいを直接補い、日常生活能力の回復を助けるための補装具を給付します。在宅の重度心身障がい者（児）、知的障がい者（児）及び精神障がい者の日常生活の便宜を図るための日常生活用具購入にかかる費用を給付します。
障がい者（児）への医療制度の紹介	各障がいの状態に応じた医療費給付制度を適切に紹介し、制度の利用促進を図ります。 ○自立支援医療 ○心身障がい者医療
日中一時支援事業	障がい者（児）等の日中における活動の場を確保し、障がい者（児）や家族の就労支援、介護者の一時的な休息を支援します。



2 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

(1) 保育所

平成26年4月1日現在、保育所は5か所あり、定員は合計400人となっています。

また、平成26年度の入所児童数は合計349人となっており、充足率は87.3%となっています。充足率が100%を超える保育所が平成26年度では1か所となっています。

■保育所定員数

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新見保育所	245	245	245	245	245
新郷保育所	30	30	30	30	30
本郷保育所	30	40	40	40	40
萬歳保育所	45	45	45	45	45
新砥保育所	-	40	40	40	40
大田へき地保育所	30	廃園	-	-	-
合計	380	400	400	400	400

※各年度4月1日現在

■保育所の入所児童数の推移

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新見保育所	268	274	277	256	237
新郷保育所	17	22	22	22	24
本郷保育所	24	40	40	46	46
萬歳保育所	20	19	19	19	16
新砥保育所	-	18	16	24	26
大田へき地保育所	12	廃園	-	-	-
合計	341	373	374	367	349

※各年度4月1日現在

■保育所充足率の推移

単位：%

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新見保育所	109.4	111.8	113.1	104.5	96.7
新郷保育所	56.7	73.3	73.3	73.3	80.0
本郷保育所	80.0	100.0	100.0	115.0	115.0
萬歳保育所	44.4	42.2	42.2	42.2	35.6
新砥保育所	-	45.0	40.0	60.0	65.0
大田へき地保育所	40.0	廃園	-	-	-
合計	89.7	93.3	93.5	91.8	87.3

※各年度4月1日現在

(2) 幼稚園

平成 26 年 5 月 1 日現在、幼稚園は 7 か所（うち 3 か所休園中）あり、定員は合計 280 人となっています。

また、平成 26 年度の入所児童数は合計 45 人となっており、充足率は 16.1%となっています。

■幼稚園の定員数の推移

単位：人

	対象児童	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新見幼稚園	3～5歳	180	180	180	180	認定こども園化
正田幼稚園	4・5歳	70	70	70	70	休園
高西幼稚園	4・5歳	70	70	70	70	休園
唐松幼稚園	4・5歳	70	70	70	70	休園
明新幼稚園	4・5歳	70	70	休園	70	70
井倉幼稚園	4・5歳	70	70	70	70	70
草間台幼稚園	4・5歳	70	70	70	70	70
豊永幼稚園	4・5歳	廃園	-	-	-	-
熊谷幼稚園	4・5歳	70	70	70	認定こども園化	-
菅生幼稚園	4・5歳	70	70	70	休園	廃園
本郷幼稚園	4・5歳	70	70	70	70	70
合計		810	810	740	670	280

※各年度 5 月 1 日現在

■幼稚園の入所児童数の推移

単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新見幼稚園	106	96	84	79	認定こども園化
正田幼稚園	27	24	11	13	休園
高西幼稚園	15	14	14	8	休園
唐松幼稚園	8	11	12	8	休園
明新幼稚園	10	6	休園	4	13
井倉幼稚園	11	8	13	9	9
草間台幼稚園	15	16	17	15	11
豊永幼稚園	廃園	-	-	-	-
熊谷幼稚園	18	14	9	認定こども園化	-
菅生幼稚園	4	2	4	廃園	-
本郷幼稚園	30	11	17	8	12
合計	244	202	181	144	45

※各年度 5 月 1 日現在

■ 幼稚園の充足率の推移

単位：％

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新見幼稚園	58.9	53.3	46.7	43.9	認定こども園化
正田幼稚園	38.6	34.3	15.7	18.6	休園
高西幼稚園	21.4	20.0	20.0	11.4	休園
唐松幼稚園	11.4	15.7	17.1	11.4	休園
明新幼稚園	14.3	8.6	休園	5.7	18.6
井倉幼稚園	15.7	11.4	18.6	12.9	12.9
草間台幼稚園	21.4	22.9	24.3	21.4	15.7
豊永幼稚園	廃園	-	-	-	-
熊谷幼稚園	25.7	20.0	12.9	認定こども園化	-
菅生幼稚園	5.7	2.9	5.7	廃園	-
本郷幼稚園	42.9	15.7	24.3	11.4	17.1
合計	30.1	24.9	24.5	21.5	16.1

※各年度 5 月 1 日現在

(3) 認定こども園

認定こども園は平成 22 年度は 4 か所となっていました。平成 25 年度に 1 か所、平成 26 年度に 1 か所開設し、平成 26 年度現在、6 か所の認定こども園があります。定員は平成 26 年 4 月 1 日現在、合計 595 人となっています。

また、平成 26 年度の入所児童数は合計 376 人となっており、充足率は 63.2%となっています。

■ 認定こども園の定員数の推移

単位：人

		対象児童	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
新見中央認定こども園	短時間	3～5歳	-	-	-	-	90
	長時間	3～5歳	-	-	-	-	50
上市認定こども園	短時間	3～5歳	45	45	45	45	45
	長時間	3～5歳	35	35	35	35	35
大佐認定こども園	短時間	3～5歳	60	60	60	60	60
	長時間	1～5歳	55	55	55	55	55
熊谷認定こども園	短時間	3～5歳	-	-	-	15	15
	長時間	1～5歳	-	-	-	45	45
哲西認定こども園	短時間	3～5歳	30	30	30	30	30
	長時間	生後6か 月～5歳	85	85	85	85	85
神代認定こども園	短時間	3～5歳	-	20	20	20	20
	長時間	1～5歳	45	65	65	65	65
合計			355	395	395	455	595

※各年度 4 月 1 日現在

■認定こども園の入所児童数の推移

単位：人

		対象児童	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
新見中央認定こども園	短時間	3～5歳	-	-	-	-	90
	長時間	3～5歳	-	-	-	-	35
上市認定こども園	短時間	3～5歳	38	37	40	37	33
	長時間	3～5歳	15	23	25	32	33
大佐認定こども園	短時間	3～5歳	45	39	28	23	20
	長時間	1～5歳	42	39	42	40	44
熊谷認定こども園	短時間	3～5歳	-	-	-	7	4
	長時間	1～5歳	-	-	-	27	31
哲西認定こども園	短時間	3～5歳	9	7	5	4	3
	長時間	生後6か 月～5歳	80	75	60	53	49
神代認定こども園	短時間	3～5歳	-	8	2	3	1
	長時間	1～5歳	32	37	42	39	33
合計			261	265	244	265	376

※各年度4月1日現在

■認定こども園の充足率の推移

単位：%

		対象児童	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
新見中央認定こども園	短時間	3～5歳	-	-	-	-	100.0
	長時間	3～5歳	-	-	-	-	70.0
上市認定こども園	短時間	3～5歳	84.4	82.2	88.9	82.2	73.3
	長時間	3～5歳	42.9	65.7	71.4	91.4	94.3
大佐認定こども園	短時間	3～5歳	75.0	65.0	46.7	38.3	33.3
	長時間	1～5歳	76.4	70.9	76.4	72.7	80.0
熊谷認定こども園	短時間	3～5歳	-	-	-	46.7	26.7
	長時間	1～5歳	-	-	-	60.0	68.9
哲西認定こども園	短時間	3～5歳	30.0	23.3	16.7	13.3	10.0
	長時間	生後6か 月～5歳	94.1	88.2	70.6	62.4	57.6
神代認定こども園	短時間	3～5歳	-	40.0	10.0	15.0	5.0
	長時間	1～5歳	71.1	56.9	64.6	60.0	50.8
合計			73.5	67.1	61.8	58.2	63.2

※各年度4月1日現在

(4) 特別保育事業の実施状況

本市では、主に次の特別保育事業を実施しています。

《主な特別保育事業》

特別保育	対象児童	保育時間	実施保育所
休日保育	生後6か月から就学前まで	元旦を除く祝日 (日曜日は含まず) 7:30~18:00	新見保育所
一時保育	集団保育が可能な1歳3か月から就学前まで	通常保育を行う 8:30~17:00	すべての保育所 認定こども園
延長保育	保育所、認定こども園(長時間保育)に通っている児童	18:30~19:00	すべての保育所 認定こども園
預かり保育	幼稚園、認定こども園(短時間保育)に通っている児童	通常保育終了時~18:00	すべての幼稚園 認定こども園



3 地域立保育園、私立保育園の状況

地域立保育園は平成26年4月1日現在、3か所あり、定員は合計80人となっています。
入所児童数は合計47人となっており、充足率は58.8%となっています。

また、私立保育園は平成26年4月1日現在、2か所あり、定員は70人となっています。
入所児童数は26人となっており、充足率は37.1%となっています。

■地域立保育園の定員数

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
井倉保育園	20	20	20	20	20
熊野幼児園	30	30	30	30	30
たんぼぼ保育園	30	30	30	30	30
熊谷保育園	30	30	30	廃園	-
千屋幼児園	設定なし	設定なし	設定なし	廃園	-
草間台保育園	設定なし	設定なし	設定なし	廃園	-
足見保育園	30	30	30	30	廃園
合計	140	140	140	110	80

※各年度4月1日現在

■私立保育園の定員数

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
にこにこ保育園	60	60	60	60	60
こどものいえ	10	10	10	10	10
合計	70	70	70	70	70

※各年度4月1日現在

■地域立保育園の入所児童数の推移

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
井倉保育園	11	11	7	12	11
熊野幼児園	8	14	16	13	13
たんぼぼ保育園	11	21	21	27	23
熊谷保育園	19	15	9	廃園	-
千屋幼児園	5	5	5	廃園	-
草間台保育園	6	5	9	廃園	-
足見保育園	7	5	7	5	廃園
合計	67	76	74	57	47

※各年度4月1日現在

■私立保育園の入所児童数の推移

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
にこにこ保育園	23	26	22	25	22
こどものいえ	3	5	2	4	4
合計	26	31	24	29	26

※各年度4月1日現在

■地域立保育園の充足率の推移

単位：%

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
井倉保育園	55.0	55.0	35.0	60.0	55.0
熊野幼児園	26.7	46.7	53.3	43.3	43.3
たんぽぽ保育園	36.7	70.0	70.0	90.0	76.7
熊谷保育園	63.3	50.0	30.0	廃園	-
千屋幼児園	定員なし	定員なし	定員なし	廃園	-
草間台保育園	定員なし	定員なし	定員なし	廃園	-
足見保育園	23.3	16.7	23.3	16.7	廃園
合計	38.6	47.1	42.9	51.8	58.8

※各年度4月1日現在

■私立保育園の充足率の推移

単位：%

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
にこにこ保育園	38.3	43.3	36.7	41.7	36.7
こどものいえ	30.0	50.0	20.0	40.0	40.0
合計	37.1	44.3	34.3	41.4	37.1

※各年度4月1日現在

《地域立保育園の状況》

施設名	開園時間	利用年齢
井倉保育園	平日 8:00～17:00 土曜日 8:00～12:00	1～5歳
熊野幼児園	平日 8:00～16:00	2～5歳
たんぽぽ保育園	平日 7:30～18:00 土曜日 7:30～12:30	3か月～5歳

※平成26年4月1日現在

《私立保育園の状況》

施設名	開園時間	利用年齢
にこにこ保育園	平日 7:20～18:00 土曜日 7:20～17:00	6か月～5歳
こどものいえ	平日 8:00～18:00	6か月～5歳

※平成26年4月1日現在

4 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは平成22年度は3か所開設していましたが、平成23年度に2か所、平成24年度に2か所、平成26年度に2か所開設し、平成26年度では、9か所の放課後児童クラブがあります。放課後児童クラブの開設に伴い、クラブ登録者数も増加し、平成26年度では合計187人となっています。

■放課後児童クラブの利用状況

単位：人

放課後児童クラブ名	学区	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
のびのび児童クラブ	思誠小学校区	42	37	31	36	32
どんぐり児童クラブ	正田小学校区	16	11	13	12	18
なかよし児童クラブ	神代小学校区	12	11	11	14	18
野馳わくわく児童クラブ	野馳小学校区	-	26	29	34	38
あおぞら児童クラブ	哲多支局管内 小学校区	-	-	8	10	11
もみのき児童クラブ	高尾小学校区	-	-	10	10	9
きらきら児童クラブ	矢神小学校区	-	32	37	34	24
ゆずりはフレンドクラブ	上市小学校区	-	-	-	-	15
おおさ風の子児童クラブ	大佐支局管内 小学校区	-	-	-	-	22
合計		70	117	139	150	187

※各年度4月1日現在

5 その他の子育て支援施策

(1) 子育て支援センター

本市には、子育て支援センターが1か所あります。平成26年度から子育て支援センターの機能が新見公立大学内の子育て広場へ移り、子育て支援情報の提供や育児相談への対応など、子育てに関する様々な支援を集約して実施しています。

(2) 子育て広場

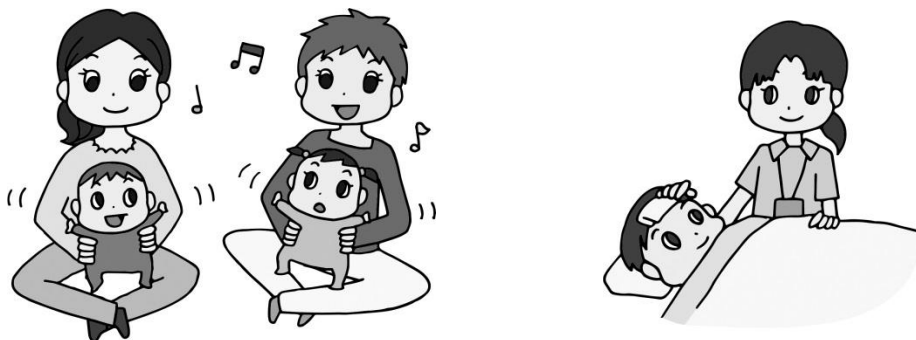
本市には、にいみ子育てカレッジ交流ひろば「にこたん」、大佐子育て広場、ももっこ広場しんごう、哲多子育て広場及び哲西子育て広場の5か所の子育て広場があります。各子育て広場では、子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減、仲間作りを支援しています。

(3) ファミリー・サポート・センター

保護者の急用や残業、休日出勤等の時に、市に登録している保育サポーターに保育を依頼できます。保育サポーター養成講座を開催し、保育サポーターの確保に努めています。

(4) 病児・病後児保育

平成25年11月より新規開始した事業であり、たんぼぼ保育園（地域立保育所）に委託して実施しています。子どもが病気の治療中や回復期のため、保育所や学校等において集団生活ができない場合に利用できます。



(5) 子育てに係る経済的負担の軽減策

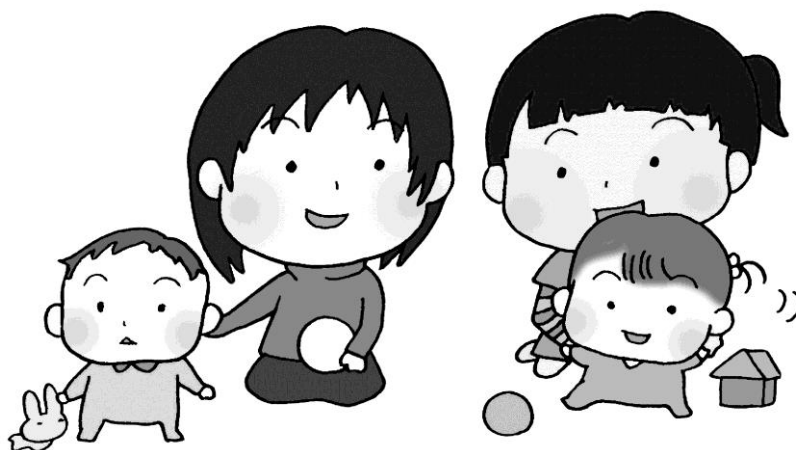
本市では、医療や養育等の面から子育てに係る経済的負担の軽減策として、次のような経済的支援を実施しています。

《事業内容》

事業名等	内 容
不妊症対策支援事業	不妊症のために、子どもを持つことができない夫婦が、医療保険対象外の不妊治療を受けた場合において、治療費の一部を助成。1人につき4回まで。
不育症対策支援事業	不育症のために、子どもを持つことができない夫婦が、医療保険対象の不育治療を受けた場合において、治療費の一部を助成。1人につき4回まで。
妊婦一般健康診査	県内委託医療機関で行う健診費用を助成。 (県外医療機関は償還給付で対応。) 14枚(多胎の場合は16枚)
妊婦歯科健康診査	妊娠中に1回歯科健診費用の助成。
乳児一般健康診査	県内委託医療機関、庄原赤十字病院、三次中央病院で行う2回分の健診費用を助成。 (県外医療機関は償還給付で対応。)
新生児聴覚検査	委託医療機関(県内・県外の一部)で行う聴覚検査費用の助成。
ひとり親家庭等医療費助成	18歳までの児童を監護し、または養育しているひとり親家庭等の親及び当該児童が対象(前年所得税が非課税の世帯)。健康保険適用の医療費の一部を助成。 自己負担は1割(所得に応じて負担の上限有り。)
子育て支援医療費助成	中学校卒業(15歳に達する日以降の最初の3月31日)までの子どもが対象。 健康保険適用の医療費の自己負担分を全額助成。

事業名等	内 容
児童手当 (H24. 4～)	<p>中学校修了前(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している方が対象。</p> <p>手当月額 3歳未満 15,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前</p> <p>第1、2子 10,000円</p> <p>第3子以降 15,000円</p> <p>中学生 10,000円</p> <p>特例給付 5,000円</p> <p>(所得制限額以上)</p> <p>毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月分まで(4ヶ月分)を支給。</p>
児童扶養手当	<p>父または母がいない家庭、父または母が一定の障がいの状態にある家庭等で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童などを監護、または養育している人が対象(所得制限有り)。</p> <p>手当月額</p> <p>《児童1人の場合》全額支給 42,000円</p> <p>一部支給 41,990円</p> <p>～9,910円</p> <p>《児童2人以上の場合》5,000円加算</p> <p>《児童3人以上の場合》</p> <p>第3子以降1人につき3,000円加算</p>
出産育児一時金支給	<p>国民健康保険に加入している人が出産したとき、1児につき42万円支給。</p> <p>ただし、産科医療保障制度に加入する病院などで出産した場合に限る。</p> <p>それ以外の場合は40万4千円となる。</p>
チャイルドシート購入助成	<p>申請日において新見市に1年以上住所があり、満6歳未満の乳幼児が使用するチャイルドシート等を新規に購入した時、購入費の一部を助成。</p> <p>(乳幼児1人につき1回限り、上限額1万円)</p>

事業名等	内 容
子育て支援金（出生祝金）	<p>保護者が新見市の住民であり、新生児を出産し、ひき続き新見市民である人が対象。</p> <p>第1、2子 10,000円</p> <p>第3子 30,000円</p> <p>第4子 50,000円</p> <p>第5子以降 100,000円</p>
未熟児養育医療給付	<p>未熟児で生まれ、指定医療機関において医師が入院して養育を受ける必要があると認めた場合に入院医療費を負担する制度（対象となる条件症状あり。）。</p>
保育所保育料の減免	<p>保育所・認定こども園（長時間保育）保育料は、児童の年齢や世帯の諸課税額などにより決定。同時に2人以上の児童が入所している場合は減免規定あり。</p> <p>3人以上の児童を養育している人は3人目以降無料。</p>
幼稚園保育料の減免	<p>幼稚園・認定こども園（短時間保育）保育料は、保護者の属する世帯の所得及び構成員の状況に応じて減免規定あり。</p>
市営バス運賃の割引	<p>小学生、中学生、高校生の運賃については、半額とする。</p> <p>市内の小学校、中学校に通学のため利用する場合及び義務教育就学前の児童については無料とする。</p>



第3章 計画の構想

第1節 計画の理念

家庭を源に、地域全体で子どもを育てる都市

本市は、岡山県三大河川の一つである高梁川の源流域にあり、地域の約8割が森林に囲まれた自然豊かな地域となっており、この地域に住む子どもたちは、大自然を身近に感じながら成長してきました。

現在この地域においても、子育ての環境は変わりつつあります。地域の人口は減少傾向にあり、子どもも目に見えて減ってきています。一方で女性の就労率が増加しており、この背景には、就労の場や子育て家庭を支援する場の充実が図られつつあることがうかがえます。

このような状況の中、子育て家庭を支えていくためには、保護者が子育てに責任を持つことはもちろんのこと、家庭や学校、地域、職域などが協力していく必要があります。

子どもたちは、家庭や学校、地域の中で多くの人とのふれあいにより社会性を身に付けていき、子育て中の親は、同じ境遇にある仲間との関わりの中で子育ての悩みや喜びを分かち合っていくように、周りの人とのつながりは重要なものとなります。しかし、人とのつながりを保つことが、人口の減少や核家族化によって難しくなっており、人と人とを結びつける家庭や学校、地域、職域の協力がますます重要となっています。

本市では、家庭を基本に社会が一体となって子どもに関わっていく状況を、それぞれの地域を流れるいくつもの支流が集まり一本の高梁川となる様子になぞらえ、「家庭を源に、地域全体で子どもを育てる都市」を計画の基本理念とします。



第2節 基本的な視点

1 子どもの幸せや将来を考えます

子どもの幸せを第一に考え、子どもが健やかに育つよう子どもの視点に立った健全育成のための取組が重要です。

また、次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を育みながら成長し、自立できるよう支援します。

2 子育ての楽しさや喜びが実感できるよう支援します

保護者の視点に立ち、親が子育てに負担を感じることなく、子どもを産み育てることができ、子育ての楽しさや喜びが実感できるよう支援します。

また、男女がともに子育てと生活を両立することができるよう、国や県・市はもちろん、企業や地域社会を含めた社会全体で協力しながら、家庭を支える体制を整えます。

3 地域全体で子育て家庭を支えます

子育ての基本は家庭となりますが、子どもの健やかな成長のためには、家庭だけでなく地域が子育てに重要な役割を担います。地域での交流や助け合い、支え合いを通じて子育て家庭の負担や不安が軽減できるよう、地域全体で子育てを応援する視点に立った取組を進めます。

4 保護者の多様なニーズに応じた支援を行います

子育て家庭の生活やサービス利用者のニーズは多様化しています。このような多様なニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った取組が必要です。

また、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、サービスの量や質を確保することが重要です。そのため、サービスの質を向上させていくという視点から、人材育成や情報公開、サービス評価等の取組を進めます。

第3節 計画の基本目標

本計画は、国の策定指針に基づき、6つの基本目標の下に施策を展開します。

基本目標1 子育て家庭を支援する教育・保育の提供体制づくり

子どもの幸せを第一に考え、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、保育サービスの充実を図るとともに、地域における子育て支援ネットワークの形成や地域資源の活用など、子育て家庭を支援する教育・保育の提供体制づくりを進めます。

基本目標2 子どもを健やかに産み、育てる環境づくり

親が安心して妊娠、出産、育児ができ、すべての子どもが健やかに成長できるよう、母子保健施策や食育推進、思春期保健対策を実施し、子どもを健やかに産み、育てられる環境づくりを進めます。

基本目標3 子どもが心身ともに健全に育ち、成長を支える環境づくり

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を育むことができるよう学校教育等の充実を図るとともに、学校、家庭、地域が連携しながら家庭や地域全体で教育力を高め、子どもが心身ともに健全に育ち、成長できる環境づくりを進めます。

基本目標4 男女がともに子育てと仕事を両立できる社会づくり

市民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、ライフスタイルに応じた多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すために、仕事と子育ての両立支援や、男性を含めた働き方の見直しなど男女がともに協力しあいながら子育てが行える環境づくりを進めます。

基本目標5 子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

関係機関と連携を図りながら地域全体で交通安全、防犯対策を実施し、子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標6 子育て家庭へのきめ細かい支援ができる体制づくり

子育て家庭の不安や負担を軽減するための相談体制や情報提供、ひとり親家庭や障がいのある児童の居る家庭への支援の充実を図ります。児童虐待を防止し、早期発見・早期対応に結びつけることができるよう虐待防止対策に取り組み、子育て家庭へのきめ細かい支援ができる体制づくりを進めます。

第4節 施策の体系

基本理念

家庭を源に、地域全体で子どもを育てる都市

子ども・子育て支援事業

事業量の見込みと確保方策

- 第1節 教育・保育の提供区域の設定
- 第2節 保育認定
- 第3節 幼児期の学校教育・保育
- 第4節 地域子ども・子育て支援事業
- 第5節 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保



基本目標

- 1 子育て家庭を支援する教育・保育の提供体制づくり
- 2 子どもを健やかに産み、育てる環境づくり
- 3 子どもが心身ともに健全に育ち、成長を支える環境づくり
- 4 男女がともに子育てと仕事を両立できる社会づくり
- 5 子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり
- 6 子育て家庭へのきめ細かい支援ができる体制づくり

基本施策

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 保育サポートの充実
- 1 親と子が健やかであるための支援
- 2 次の世代を担う親の育成
- 3 子育てに係る負担の軽減
- 1 家庭や地域の教育力の向上
- 2 心豊かな子どもを育てる教育環境の充実
- 1 子育てと仕事が両立できる職場環境づくりの促進
- 2 男女共同参画の視点に立った子育ての推進
- 1 子どもがのびのびと遊べる場・体験の充実
- 2 子どもたちを守るための活動の推進
- 1 子育てに関する相談窓口・情報提供の充実
- 2 ひとり親家庭や障がいのある児童への支援
- 3 児童虐待防止対策の推進

第4章 事業量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、保育所・幼稚園・認定こども園の配置状況や子どもの人数を勘案し、市全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

第2節 保育認定

子ども・子育て支援法では、子どもの保育の必要性について、1号～3号の3段階に分けて、保育認定を行うこととなっています。

保育認定段階	年齢区分	保育の必要性	備考
1号	3～5歳	保育の必要がない子ども	幼稚園・認定こども園を利用できる家庭
2号	3～5歳	保育の必要がある子ども	保育所・認定こども園を利用できる家庭
3号	0～2歳		保育所・認定こども園を利用できる家庭

第3節 幼児期の学校教育・保育

(1) 1号認定（満3歳以上で教育を希望される方）

（単位：人/年度）

量の見込みについて	利用実績や推計児童数等を考慮して算出。						
利用見込値	実績値		見込値				
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
	225	196	211	216	213	206	205
確保方針について	1号認定は、幼稚園と認定こども園で対応する。 定員数に満たないため、現状維持で対応可能であるが、児童数の推移及び地域の実情等を注視しながら、認定こども園整備計画に基づいて整備を行う。						
確保方針	実績値		見込値				
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
特定教育・保育施設 （幼稚園）	670	280	280	280	280	280	280
特定教育・保育施設 （認定こども園）	170	260	240	200	200	200	200
合計	840	540	520	480	480	480	480

(2) 2号認定（満3歳以上で保育を希望される方）

（単位：人/年度）

量の見込みについて	利用実績や推計児童数等を考慮して算出。						
利用見込値	実績値		見込値				
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
	418	395	392	411	414	408	413

確保方策について	2号認定は、保育所や地域立・私立保育園、認定こども園で対応する。定員数に満たないため、現状維持で対応可能であるが、児童数の推移及び地域の実情等を注視しながら、認定こども園整備計画に基づいて整備を行う。							
確保方策	実績値		見込値					
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	
	特定教育・保育施設 （保育所）	271	241	253	253	253	253	253
	特定教育・保育施設 （認定こども園）	180	230	195	185	185	185	185
	認可外保育施設 （地域立保育園）	110	80	80	80	80	80	80
認可外保育施設 （私立保育園）	70	70	70	70	70	70	70	
合計	631	621	598	588	588	588	588	

(3) 3号認定（満3歳未満で保育を希望される方）

（単位：人/年度）

量の見込みにつて	利用実績や推計児童数等を考慮して算出。						
利用見込値	実績値		見込値				
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
	203	228	231	238	236	230	230

確保方策について	3号認定は、保育所や地域立・私立保育園、認定こども園で対応する。定員数に満たないため、現状維持で対応可能であるが、児童数の推移及び地域の実情等を注視しながら、認定こども園整備計画に基づいて整備を行う。						
確保方策	実績値		見込値				
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
特定教育・保育施設 （保育所）	129	159	167	167	167	167	167
特定教育・保育施設 （認定こども園）	85	85	75	70	70	70	70
認可外保育施設 （地域立保育園）	(110)	(80)	(80)	(80)	(80)	(80)	(80)
認可外保育施設 （私立保育園）	(70)	(70)	(70)	(70)	(70)	(70)	(70)
合計	394	394	392	387	387	387	387

※()については2号認定の確保数の内数

第4節 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業（子育て支援センター）

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

(単位:か所/年度)

量の見込みについて	実績値		見込値				
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
必要数	1	1	1	1	1	1	1

確保方策について	職員に必要な知識を習得させ、多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるよう充実を図る。						
確保方策	実績値		見込値				
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
	1	1	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減、仲間作りの支援を行う。

(単位:人/年度[月平均延べ利用者数])

量の見込みについて	利用実績や推計児童数等を考慮して算出。						
利用見込値	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	607	833	787	793	804	800	807

確保方策について	親子の交流や子育てに関する相談業務等の充実には引き続き努める。						
確保方策	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	607	833	787	793	804	800	807

(3) 妊婦健康診査

健康で無事な出産を迎えるために、定期的に医療機関で、乳児の育ち具合や妊婦の健康状態を確認する。

量の見込みについて		実績値		見込値				
		(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
必要数	対象人数 (人/年度)	190	170	181	179	176	173	167
	健診回数 (回/年度)	14	14	14	14	14	14	14
	実施数 (人/年度[延べ])	2,183	2,035	2,534	2,506	2,464	2,422	2,338

確保方策について	医療機関で、妊娠周期に応じて、単胎14回、双胎16回の妊婦健診（超音波検査、血液検査等）を継続して実施する。 ひき続きすこやか妊婦相談で普及啓発に努める。
備考	国が示している妊婦健診の実施基準は14回。対象人数は人口推計における0歳児の人数。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児の居るすべての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う。

(単位: 人/年度)

量の見込みについて		実績値		見込値				
		(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
必要数		180	193	181	179	176	173	167

確保方策について	ひき続き訪問による乳児家庭(原則生後3か月までの乳児が対象)への支援を実施する。
備考	対象人数は人口推計における0歳児の人数。

(5) 養育支援訪問事業等

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に、保健師が継続的な支援を行う。

(単位:家庭/年度)

量の見込みについて	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
必要数	41	21	28	28	27	27	26

確保方策について	ひき続き保健師が継続的な支援を実施する。
----------	----------------------

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気やその他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に宿泊を伴った一時預かりを行う。

(単位:人/年度[延べ])

量の見込みについて	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
利用見込値	0	0	7	7	7	7	7

確保方策について	ひき続き実施している施設と連携して対応する。						
確保方策	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	0	0	7	7	7	7	7

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

保護者の急用や残業、休日出勤等の時に、保育サポーターに保育を依頼できる。

（単位：人/年度[延べ]）

量の見込みについて	利用実績や推計児童数等を考慮して算出。						
利用見込値	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	7	7	10	10	10	10	10

確保方策について	今後も保育サポーターの登録者数の確保に努めると共に、資質の向上を図る。						
確保方策	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	7	7	10	10	10	10	10
備考	保育サポーター養成講座を年1回開催。						

(8) - A 一時預かり事業（預かり保育：幼稚園、認定こども園 短時間）

通常の保育時間を超えて保育を行う。

（単位：人/年度[延べ]）

量の見込みについて	利用実績や推計児童数等を考慮して算出。						
利用見込値	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	994	731	701	717	706	683	679

確保方策について	ひき続き利用希望に応じて対応する。						
確保方策	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	994	731	701	717	706	683	679

(8) -B 一時預かり事業（一時保育：保育所、認定こども園 長時間）

保育所・幼稚園・認定こども園に在籍していない場合において、保護者の都合により一時的に保育ができなくなった時などに子どもを預かる。

(単位:人/年度[延べ])

量の見込みについて	利用実績や推計児童数等を考慮して算出。						
利用見込値	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	912	1,049	1,098	1,169	1,190	1,183	1,206

確保方策について	ひき続き利用希望に応じて対応する。						
確保方策	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	912	1,049	1,098	1,169	1,190	1,183	1,206

(9) 時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園 長時間）

通常の保育時間を超えて保育を行う。

(単位:人/年度[実人数])

量の見込みについて	利用実績や推計児童数等を考慮して算出。						
利用見込値	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	66	117	132	143	147	147	151

確保方策について	ひき続き利用希望に応じて対応する。						
確保方策	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	66	117	132	143	147	147	151

(10) 病児保育事業

児童が病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができない時に、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる。

(単位:人/年度[延べ])

量の見込みについて	利用実績や推計児童数等を考慮して算出。						
利用見込値	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	0	12*	43	49	52	54	56

確保方策について	ひき続き利用希望に応じて対応する。						
確保方策	実績値		見込値				
	(H24)	(H25)	H27	H28	H29	H30	H31
	0	12*	43	49	52	54	56

※H25年11月より事業開始

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労等により放課後の家庭保育に欠ける児童に対して健全な育成を図る。

(A) 低学年

(単位:人/年度)

量の見込みについて	新規クラブの開設や利用実績、推計児童数等を考慮して算出。						
利用見込値	実績値		見込値				
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
	115	151	165	182	186	186	195

確保方策について	新規クラブ開設の動向や利用希望に応じて対応する。						
確保方策	実績値		見込値				
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
	115	151	165	182	186	186	195

(B) 高学年

(単位:人/年度)

量の見込みについて	新制度の開始に伴う利用者の増加や推計児童数等を考慮して算出。						
利用見込値	実績値		見込値				
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
	35	36	91	102	95	94	89

確保方策について	新規クラブ開設の動向や利用希望に応じて対応する。						
確保方策	実績値		見込値				
	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31
	35	36	91	102	95	94	89

第5節 教育・保育の一体的提供及び

推進に関する体制の確保

1 認定こども園の普及に係る考え方

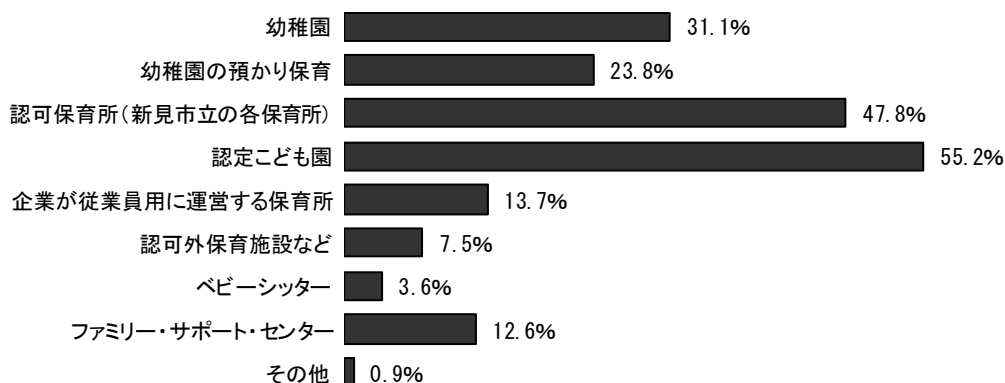
本市においては、平成20年度に認定こども園を開設して以来、現在では6か所開設しています。

全国に先駆けて認定こども園の整備を進めており、教育・保育を一体的に提供できる環境づくりに努めてきました。

また、平成25年度に実施した子ども・子育てニーズ調査では利用したい施設やサービスでは認定こども園のニーズが最も高いことから、地域の実情等を踏まえ、今後も教育・保育が一体的に提供できる環境をさらに進めていきます。

ニーズ調査から

■利用したい施設やサービスについて



2 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

認定こども園、幼稚園及び保育所間の連携を図るため、保育教諭が合同で研修できる場を提供するとともに、各施設間の情報や子育て支援に係る情報の提供を行います。

また、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携や交流を図れるよう、交流の場づくりや情報提供を行い、連携強化を図ります。

第5章 施策の展開

基本目標 1 子育て家庭を支援する

教育・保育の提供体制づくり

1 地域における子育て支援の充実

現状と課題

核家族化の進行と地域のつながりの希薄化が指摘される中、子育てに不安や負担感を持っている保護者が増えており、早急にこれらを解消する必要があります。また、子育てに係る不安や問題には個人差があり、行政が進める一貫した施策では即応ができないものもあります。このような不安や負担感については、保護者同士が集まれる場において交流を図ることにより、子育ての悩みや喜びを共有し合うことができ、不安や負担感の軽減につながるケースが多くあります。

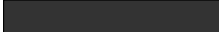
本市においては、幼児クラブや子育て広場などを通じて、保護者同士が集まれる場や機会の提供を行っています。ニーズ調査結果では、子育て広場や「にこたん」の利用状況について、26.1%の人が利用していると回答しており、利用していない人における今後の利用希望については、37.8%の人が利用したいと回答しています。

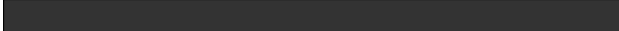
今後利用したい人も一定数以上いることから、ひき続き子育て広場などの交流の場や機会づくりを充実していくとともに、幼児クラブの活動を支援し、保護者の日常的な精神的負担の軽減や子育ての喜びの浸透を図っていく必要があります。

また、本市では新見公立大学・地域・行政が協働で運営している「にいみ子育てカレッジ」において、子育て中の親子が交流できる場の提供や大学の専門的知識を生かした子育て相談、子育て支援者に対する専門研修、育成支援を行っています。今後も大学との連携のもと、子育て家庭への支援を行うとともに、将来の子育て支援者に対しても実践教育等を通じて、人材育成を行っていく必要があります。

ニーズ調査から

■子育て広場や「にこたん」の利用状況（就学前児童）

利用している  26.1%

利用していない  73.9%

■利用していない人における子育て広場や「にこたん」の今後の利用希望（就学前児童）

今後利用したい  37.8%

利用したくない  62.2%

今後の取組

（１）気軽に集まれる場の充実

○交流のきっかけづくり

保護者同士の交流の場について知ってもらえるよう、乳幼児健康診査や育児相談、赤ちゃん訪問等の機会を通じて市内の子育て広場、幼児クラブを紹介します。また、「にいみ子育てガイドブック」や「子育てだより（にいみっ子）」、行政放送、インターネット等を活用し、より幅広い広報活動を進めます。

○子育て広場の充実

保護者や子どもたちが集う憩いの場として、子育て広場の利用を促進していくとともに、住民ニーズを踏まえながら施設の整備等を検討し、広場の充実に努めます。また、各子育て広場の交流事業を実施するとともに、関係機関との連携強化を図ります。

○新見公立大学との連携

新見公立大学・地域・行政が協働して運営している「にいみ子育てカレッジ」が子育て支援の中核となるよう、子育て情報の集約・発信や地域活動の支援、関係機関との連携・協力の支援に取り組みます。

○幼児クラブ等の活動の活性化

保護者同士の交流の場として、幼児クラブ等の活動の活性化を図ります。また、幼児クラブ交流事業実行委員会による交流事業を通じて、クラブ活動の周知や加入者の参加促進を目指します。

○園庭開放の充実

保育所・幼稚園・認定こども園における園庭開放をひき続き実施していくとともに、利用状況や保護者のニーズに応じて、実施回数の増加などを検討していきます。

(2) 地域の人材の活用

○ファミリー・サポート・センターの運営

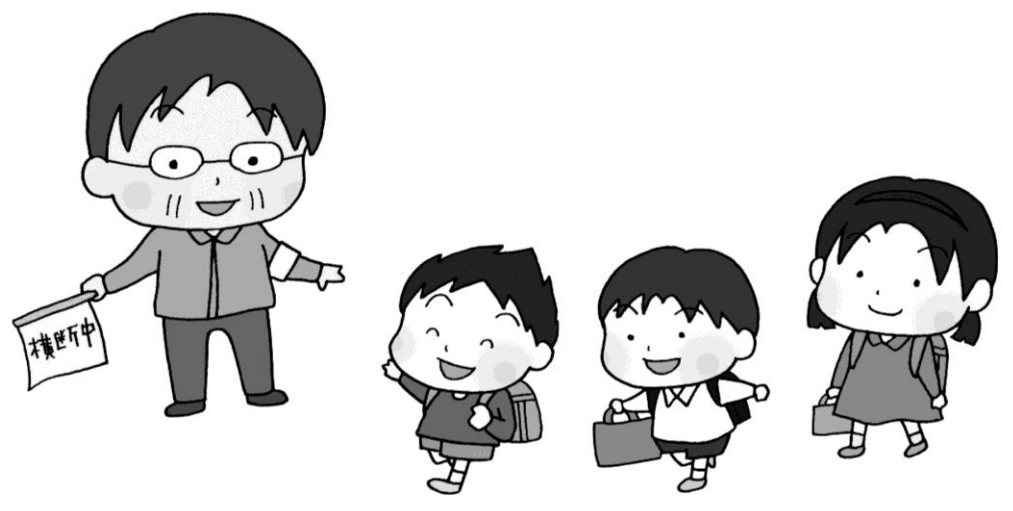
保育サポーター養成講座を開催し、ひき続きサポーターの養成を行います。また、ファミリー・サポート・センターを中心にサポーター間の連携支援を行っていくとともに、制度の周知を徹底します。

○地域活動との連携

にしみ子育てカレッジ運営協議会を中心に、子育て支援の立場から主任児童委員連絡部会、新見市愛育委員会、新見市栄養改善協議会等と密接に連携を図るとともに、地域の身近な相談相手としてそれぞれの活動に対して積極的に支援を行っていきます。

○子どもを犯罪被害から守るための活動の推進

青少年育成センターを中心に、地域の団体、警察、行政等が連携し、学校付近や通学路におけるパトロール活動を強化していきます。また、保護者や地域住民で組織する学校安全ボランティアに対して防犯に関する知識の普及を図ります。



(3) 子育て支援のネットワークづくり

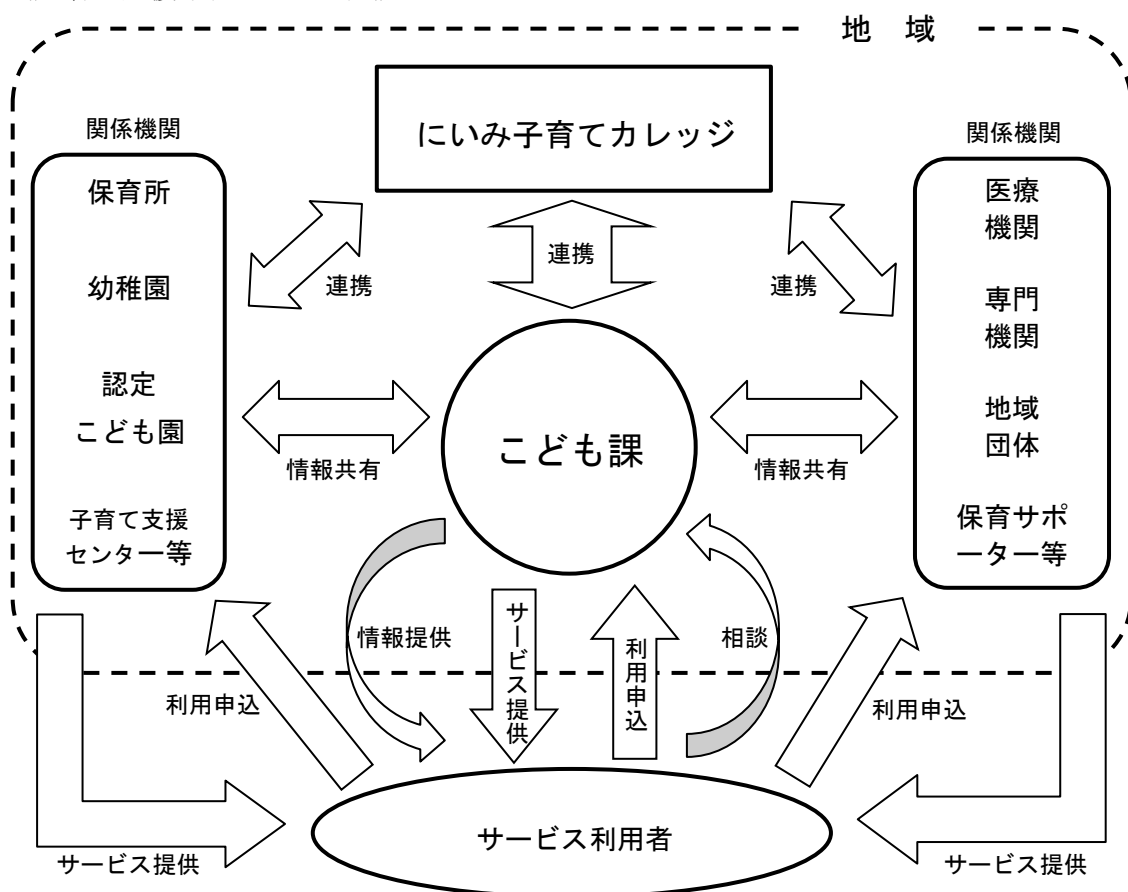
○子育て支援センターの充実

相談体制を強化するだけでなく、各種団体との交流を充実していくことで、地域との交流を図ります。また、「子育てだより（にいみっ子）」を活用した子育て広場の情報や子育て情報の周知を図ります。

○地域における子育て支援ネットワーク体制の整備

こども課やにいみ子育てカレッジを中心に、各関係機関の連携体制を強化し、地域が一体となって子育てに関する様々な問題に取り組んでいきます。

《子育て支援ネットワーク図》



2 保育サポートの充実

現 状 と 課 題

全国的に女性の社会進出が進んでおり、本市においても女性が社会参加しやすい環境作りに努める中で、結婚・出産後に社会へ出て働くことを希望する女性は増えていくことが予想されます。

ニーズ調査結果では利用したい施設やサービスについて「認定こども園」が 55.2%で最も高く、次いで「認可保育所」が 47.8%となっています。本市においては、平成 26 年 4 月現在、5 か所の保育所と 6 か所の認定こども園があり、子どもを預けられる場所は充実しつつありますが、今後も児童数や様々なニーズに対応した受け入れができるよう、環境整備を進める必要があります。また、「病児・病後児保育」や「一時預かり」のニーズも高くなっており、本市においては平成 25 年度より病児・病後児保育を実施し、病気時に子どもを預かる体制を整えています。今後も利用状況等をみながら病児・病後児保育、一時預かり及びファミリー・サポート・センターなどの充実を図るとともに、子育て中の保護者が子育てしやすい環境づくりに努めていく必要があります。

また、多様な保育サービスを提供する上では、保育教諭の確保や適正配置、資質向上を進めていくことが重要です。

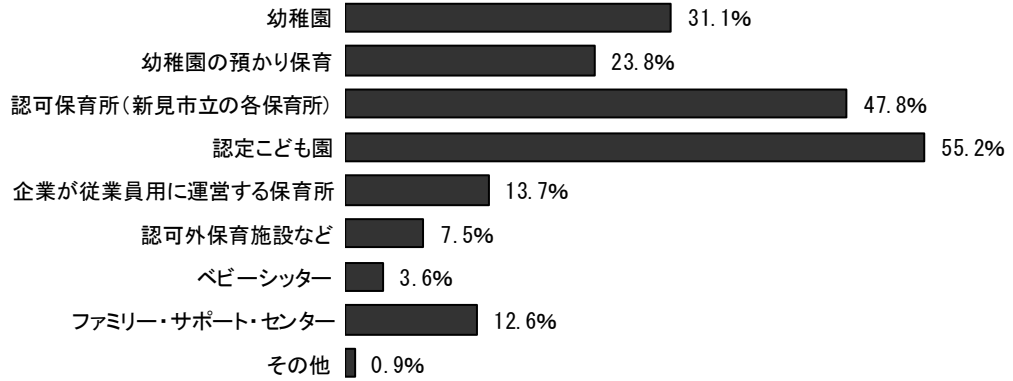
さらに、国においては、平成 26 年 6 月に共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」が策定されました。その中で、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の実施が求められています。

本市においては、平成 26 年度現在放課後児童クラブが 9 か所、放課後子ども教室が 17 か所設置されており、子どもたちが安心して活動できる場所の確保に努めています。今後も一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の実施に向け、子どもたちが安心して活動できる場所を確保していく必要があります。



ニーズ調査から

■利用したい施設やサービス（就学前児童）



■一時預かりの利用意向（就学前児童）



■病児・病後児の利用意向（就学前児童）



今後の取組

(1) 保育環境の充実

○保育所等の環境整備

今後も保育所等の環境整備については、入所児童数の推移だけではなく、地域の実情や要望を踏まえながら検討を行い、保育環境の整備に努めます。

○保育教諭の資質の向上

保育教諭が研修できる体制の整備や研修内容の充実を図り、資質の向上に努めます。

○専門的な人材や地域の多様な人材の活用

保育実践に関する専門的な人材や、地域の多様な人材を活用し、地域の実情に応じた取組を行います。

(2) 保育サービスの充実

○通常保育

住民ニーズを踏まえ、居住地での保育利用をひき続き進めるほか、クラス編成の工夫や必要に応じた保育教諭の補充を行います。

○延長保育

すべての保育所、認定こども園で延長保育をひき続き実施します。

○休日保育

新見保育所における休日保育をひき続き実施します。

○預かり保育

すべての幼稚園、認定こども園で預かり保育を実施します。

○一時保育

すべての保育所、認定こども園で一時保育をひき続き実施します。

○0歳児（6か月）保育

新見保育所及び哲西認定こども園における0歳児（6か月）保育をひき続き実施するとともに、住民ニーズや地域の実情を踏まえ、受入れ体制の充実を図ります。

○障がい児保育

障がいの状況に応じた保育教諭の加配や臨床心理士の派遣をするなど、今後も障がい児保育の充実に努めます。また、関係機関との連携を強化し、個々の子どもに応じた適切な保育に努めます。

○病児・病後児保育

制度の周知を図るとともに、適切な処遇が確保される施設において、ひき続き病児・病後児保育を実施し、子育てと就労の両立を支援します。

○ファミリー・サポート・センター

保育サポーターの確保に努めるとともに、サポーター制度の周知により利用促進を図ります。

(3) 放課後子ども総合プランの推進

○放課後児童クラブの充実

ひき続き要望に応え、学校施設等での放課後児童クラブを開設していきます。あわせて、障がいのある児童の受け入れ体制を整備していきます。

○放課後子ども総合プランの実施

学校施設等を活動拠点に放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施し、地域の大人たちの指導や見守りを通して、子どもたちが安全にのびのびと遊べる様々な学習活動・体験活動を推進します。



基本目標 2 子どもを健やかに産み、育てる環境づくり

1 親と子が健やかであるための支援

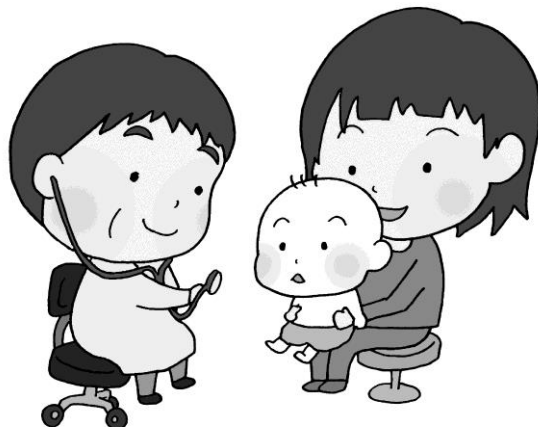
現状と課題

子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすためには、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保していくことが求められます。

本市では、妊婦への支援として、妊娠相談や両親学級などの妊娠中の不安を取り除くための取組を実施しているほか、乳幼児の保護者に対しては、乳幼児訪問を実施し、子育てに関する助言や情報提供を行っています。また、健診後フォローが必要な子どもに対しては、専門医による診察や発達相談、子どもへの対応方法などを学ぶ教室を紹介するなどの必要な支援を行っています。

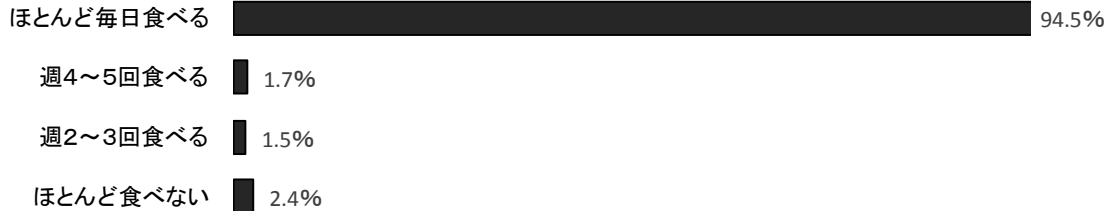
今後も各種関係機関と連携しながら、妊娠期からの支援と出産後の早期からの相談や訪問、乳幼児の健康診査などの充実を図り、妊娠期、出産期、育児期の切れ目のない支援体制を強化していく必要があります。

また、近年朝食欠食等の食習慣の乱れが子どもたちの健康に悪影響を与えていると言われていますが、本市においてはニーズ調査結果から、就学前、小学校（1年生から3年生）ともに9割以上の子どもが毎日朝食を食べていると回答しています。今後もひき続き、朝食の大切さや重要性を伝えていくとともに、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食生活の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図っていく必要があります。

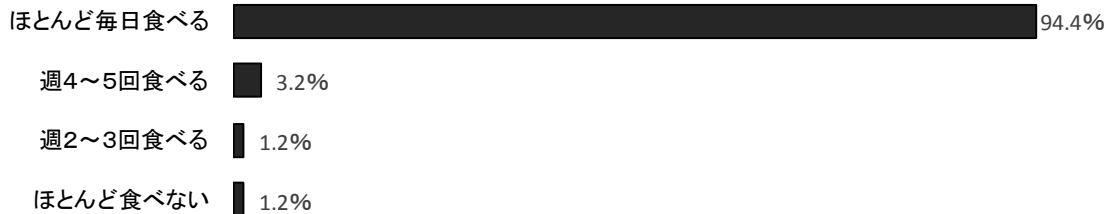


ニーズ調査から

■毎日朝食を食べているか（就学前児童）



■毎日朝食を食べているか（就学児童）



今後の取組

（1）「いいお産」の普及

○妊娠相談の充実

妊娠届出時(母子健康手帳交付時)における保健師等によるすこやか妊婦相談を実施し、各種制度の案内など、きめ細かい対応を行っていきます。また、面接できなかつた人への電話対応や、ハイリスク妊婦や希望者への訪問相談などの支援に取り組みます。

○プレパパ・プレママの集いの場の創設

妊娠中の不安を和らげ、妊婦が出産まで安心して過ごし、育児に対する心構えができるよう、両親学級（すこやかパパママ講座）を開催します。

(2) 乳幼児の心と身体の健康づくり

○健康診査事業の推進

乳幼児の発育・発達の確認をするとともに、未受診児に対しては、電話・訪問等により受診勧奨を行い、検診受診率の向上を目指します。

○予防接種の推進

ポリオや麻しん等の各種感染症を予防するため、予防接種を推進するとともに、予防接種スケジュール表の配布や赤ちゃん訪問での説明により周知に取り組みます。未接種者に対しては、健診時に呼びかけ、電話での接種勧奨、接種期限（7歳6か月）が近づいた未接種者への接種勧奨通知を発送するなど、接種率の向上に努めます。

○乳幼児訪問及びフォロー体制の充実

全出生児を対象にした訪問を継続します。また、健診等でフォローが必要と判断された幼児に対しては、専門医による診察や発達相談、保護者が子どもへの対応方法などを学ぶ教室などを紹介し、関係機関と連携しながら継続したフォローを推進します。

(3) 歯の健康づくり

○妊婦に対する歯科保健指導の充実

平成20年度から妊婦歯科健康診査事業を実施するとともに、すこやか妊婦相談で、妊娠中からの口腔ケアの必要性を伝えています。市内歯科医院における無料の歯科健診の継続及び広報啓発を進め、生まれてくる子どもへのむし歯予防意識の高揚を図ります。

○歯科保健指導の充実

各健診におけるフッ素塗布、歯磨き指導や保育所・幼稚園・認定こども園、小学校等での歯科保健指導を継続します。また、愛育委員、栄養委員活動等を通じた地域ぐるみの歯科保健活動をひき続き推進していくとともに、歯科衛生士と連携を図りながら乳幼児検診での指導方針について随時検討を行い、保健指導の内容の充実に努めます。

○歯科保健推進体制の充実

歯科保健推進体制について、歯科医師会、保健所等と協議し、体制の充実に努めます。



(4) 食育の推進

○食の基礎づくりの推進

離乳食は、子どもの成長に大きく影響することから、食育の基礎づくりの推進として乳幼児訪問等を通じて離乳食の進め方や不安に関する相談が気軽にできる場を確保します。また、3～4か月児健診、9～10か月児健診、BABYすくう～るなどの機会に、離乳食初期から完了期の進め方の個別指導を行い、子どもの成長に合わせた離乳食の進め方の周知を図ります。

※BABYすくう～るとは・・・

生後5～8か月の乳児の保護者を対象に、生活リズムを整えることの大切さや離乳食の進め方、むし歯予防などについて学ぶ機会を提供する。

○乳幼児期の食育の充実

平成21年度から開始した食育推進支援事業を継続実施し、保育所・幼稚園・認定こども園等で、子ども・保護者・関係職員を対象に食育講座や講演会・研修会を開催するなど、食育推進に取り組みます。また、地域においても栄養委員と協働し、補食（おやつ）の役割を知らせ、むし歯予防の啓発に努めます。

○親子料理教室の充実

子ども・保護者を対象にした料理教室では、親子のふれあいを深める場、生きる力を養う体験活動の場として、教室の内容の充実を図るとともに、栄養委員等と協働のもと、生活習慣病予防や地域の食材を活用した料理の普及啓発に努め、心と体の健康づくりにつながる体験活動事業としての食育を推進していきます。

○学校における食育の充実

「早寝、早起き、朝ごはん」をスローガンとした栄養バランスや食習慣等についての指導を授業時間や給食時間に行うほか、学校給食への地場産物の導入に努めます。また、地域の関係団体と連携を強化し、児童・生徒の食に対する意識を高めるとともに、地域住民との交流により、ふるさとを大切に作る心も育てていきます。

また、各調理場への栄養教諭の配置を促進し、地域の食材を活用した給食と食に関する指導をさらに充実していきます。

○地域と連携した食育の推進

栄養改善協議会を中心に各種団体と連携しながら食文化の伝承や地産地消に伴う食育活動を推進します。

(5) 不妊・不育治療に対する支援

○不妊・不育治療に対する支援

岡山県不妊専門相談センターについて周知するとともに、不妊・不育治療に対する治療費をひき続き助成します。

また、不妊・不育治療の助成について婚姻届の際に、ひき続きチラシでの周知を進めます。

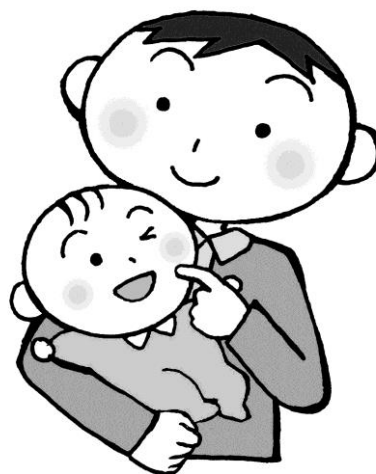
(6) 小児医療の充実

○かかりつけ医の推進

乳児訪問及び両親学級（すこやかパパママ講座）を通じて、子どもの病気に対する家庭での対応の仕方や、かかりつけ医を持つことを推進します。また、かかりつけ医を確保しやすいように、必要な情報提供や地域医療体制の充実に努めます。

○子育て支援医療費助成制度の実施

平成21年4月から子育て支援医療費助成制度の対象範囲を拡大（中学校修了まで）しており、今後も児童・生徒が安心して医療機関を受診できるよう、ひき続き事業を実施します。



2 次の世代を担う親の育成

現状と課題

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義について広く伝えていくとともに、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女がその希望を実現できるよう環境づくりを進めていくことが求められています。

本市においては、保育所等への職場体験や子育て広場への夏ボランティアを通じた乳幼児とのふれあい体験、思春期ふれあい体験事業などを実施し、中学生や高校生が乳幼児や保護者とふれあう機会を提供しており、乳幼児を知るとともに、保護者から子育ての楽しさ、大変さを聞かせてもらい、母性・父性を高めていく事業を展開しています。今後も中学生や高校生などが子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあえる機会の充実に努めていく必要があります。

また、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、思春期における喫煙や薬物の問題、性に関する問題、こころの問題など、児童・生徒の健康問題は複雑・多様化してきています。

今後もこれら思春期における問題に対し、喫煙や薬物に関する教育や性に関する正しい知識の普及、心の問題に関する相談や支援体制を強化し、思春期保健対策の充実を図っていく必要があります。

今後の取組

(1) 思春期保健対策

○性に関する正しい知識の普及

保健体育、道徳の時間等の年間指導計画により、発達段階に応じた性に関する正しい知識の普及に努めます。また、性に関する知識と心のバランスについて、さらに指導を工夫しながら充実を図ります。

○喫煙や薬物等の防止対策

中学校では薬物乱用・喫煙防止教室を、小学校では学級活動、保健指導を通じて、未成年者の喫煙、飲酒、薬物の健康への影響について、正しい知識の普及啓発を図ります。また、保護者を含む大人も正しい意識を習得し、子どもたちに注意を促すことができるように、講習会等による啓発活動を図るとともに、関係機関との情報共有・連携を図りながら、地域の実態に沿った指導に努めます。

○思春期の心の問題に対する相談体制の充実

多様化する青少年の心の問題に対応できるよう、全中学校に配置されたスクールカウンセラーによるカウンセリングや、不登校等の課題を抱える小・中学校への教職員や相談員の配置など、ひき続き支援体制の充実を図ります。

(2) 子どもを産み育てることの意義を伝える教育

○子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報活動の充実

男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義を理解するような教育・広報活動について、各分野が連携した取組を推進します。

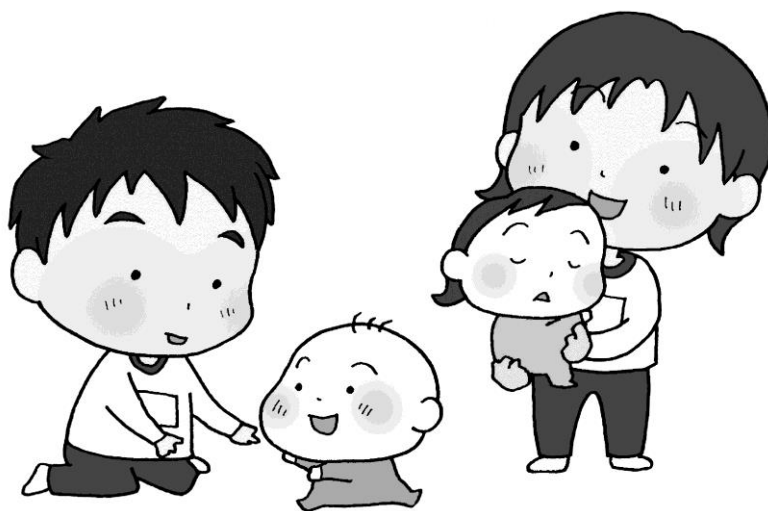
○乳幼児とふれあうことのできる機会の拡充

中学校における保育所等への職場体験、子育て広場での夏ボランティアを通じた乳幼児とのふれあい体験を継続します。また、中学生・高校生が乳幼児やその保護者とふれあい、子育ての楽しさ、大変さを学べる思春期ふれあい体験事業を継続・拡大していきます。

(3) 出会いの場の創出及び関係機関との連携

○若者が気軽に集まれる出会いの場の創出

若者たちが気軽に集える場を増やすために、勤労青少年ホームの利用者による協議会が運営するイベントなど、出会いの場の創出を支援します。また、結婚推進協議会による結婚相談事業・婚活イベントや、独身者を対象としたスキルアップセミナーも実施されており、これらの活動を紹介・支援するとともに、連携した取組を検討します。



3 子育てに係る負担の軽減

現状と課題

子育て家庭においては、養育費や教育費、医療費などの負担が多いこともあり、支援を必要とする家庭が増えています。

ニーズ調査結果では就学前、小学生ともに子育てに関する負担があると回答された人が多い結果も出ています。

本市においては、市独自の取組として、3人目以降の児童の保育料無料化や中学3年生修了までの医療費を無料化するなど、子どもの保育料の負担の軽減や医療費の助成を行っています。

社会・経済情勢が変化する中で、子育てに係る費用の負担は大きくなっていることから、子育て家庭の経済的負担を軽減していくことが重要です。

今後の取組

(1) 子育てに係る経済的支援の充実

○各種手当や制度の周知

子育てに係る経済的負担を軽減するため、今後も児童手当などの制度の普及促進を図るとともに、出生祝金の支給、チャイルドシート購入助成、中学3年生までの医療費の無料化、3人目以降の児童の保育料の無料化などの取組を実施します。

○新たな経済的支援の検討

国・県に対して、子育てに係る新たな経済的支援制度の創設について働きかけを行いながら、本市独自の支援も検討していきます。

基本目標 3 子どもが心身ともに健全に育ち、 成長を支える環境づくり

1 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

核家族化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化が進む中、家庭における教育力の低下が指摘されており、今まで以上に学校、家庭、地域が連携しながら社会全体で子どもを見守り育てていくことが求められています。

また、地域は子どもにとって社会性や自主性を養う重要な場であることから、地域活動などを通して様々な体験を得ることができる環境づくりを進めていくとともに、地域住民の「地域の子どもは地域で育てる」意識を醸成していく必要があります。

本市では、家庭教育への支援として、保育所・幼稚園・認定こども園や小学校等において子育てに関する講演会等を実施し、学習の機会を提供しています。また、市内各公民館主催事業として、地域の大人が講師となり、子どもに自分たちの知識や技能を教えるなど、異世代の交流を図る取組も実施しています。

今後も、学校、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力しながら地域社会全体で子どもを育てる意識づくりを進め、家庭や地域の教育力を総合的に高めていく必要があります。

今後の取組

(1) 家庭教育への支援

○家庭教育に関する学習機会の充実

保育所・幼稚園・認定こども園では参観日や地域との交流事業で子育て講演会等を実施し、学習の機会を提供します。また、学校でも子育てに関する講演会等を実施して学習機会を充実します。

○家庭における教育力向上の支援

子どもの豊かな成長のためには、家庭での世代を超えたふれあいが重要であるため、参観日における食育推進や子育て講演会、育児相談を行うことで、子育ての原点である家庭保育・教育への支援を行い、家庭における教育力の向上に取り組みます。

(2) 地域との交流活動の促進

○「地域の子どもは地域で育てる」意識の促進

地域の団体、警察、行政等の連携や、「見守り隊」による地域での積極的なあいさつや声かけを促進し、「地域の子どもは地域で育てる」意識の向上に努めます。

○世代間交流の促進

市内各公民館主催事業等による異世代交流事業の実施など、世代間が交流する様々なふれあい・学習活動を促進します。

○子ども会活動等への支援・連携体制の構築

子どもに様々な体験を与えることのできる子ども会活動等の活性化に向けて、子ども会連絡協議会への補助金交付のほか、活動援助や参加を促進する周知・啓発活動の支援を行います。また、子どもがより多くのふれあいの中から、豊かな社会性を育ていけるように、各地区の子ども会同士の連絡・連携を促進します。

○総合型地域スポーツクラブとの連携

平成20年度に設立された「総合スポーツクラブ新見」と連携し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽にスポーツ活動に取り組むことができる環境づくりを推進します。また、クラブのスタッフ・役員の意識向上、会員確保に向けて連携するとともに、地域への広報・啓発を図ります。

※総合型スポーツクラブとは・・・

定期的・継続的にスポーツ活動が行われ、かつ多世代が活動基盤を共にしているクラブ。



2 心豊かな子どもを育てる教育環境の充実

現 状 と 課 題

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくために、基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等の確かな力を身に付けることが重要となります。また、豊かな心を育むための指導方法や指導体制の工夫改善などを進めるとともに、子どもの心に響く道徳教育の充実が求められています。

本市においては、就学前教育の充実を図るために新見市就学前教育・保育指針を策定し、就学前の子どもが一体的な教育・保育を受けられる環境を整備しています。学校教育では、各学校において児童一人一人に応じた指導による学力向上やICT機器を活用した教育の推進などを行い、教育環境の充実を図っています。また、道徳教育においては、各学校での朝読書の実施や読書ボランティアを招いた読書活動を行うとともに、教育活動全体を通じて体験的な道徳教育を推進しています。

今後も、子どもの基礎学力の向上に向けた取組や豊かな心を育むための道徳教育の充実など、一人一人の状況に応じたきめ細かい教育支援を行っていく必要があります。

近年、スマートフォン等の普及に伴い、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題となっています。また、いじめにおいてもインターネットやスマートフォン等を利用したものも増えており、把握が困難な事例も発生しています。

本市においては、児童・生徒の悩みに対し、専門的立場でカウンセリングを行う教育相談員による相談や、警察との連携によるスマートフォン等の使用に関する講演会等を実施し、相談支援や非行防止活動を展開しています。

今後も児童・生徒の不安や悩みに対し支援できるよう相談体制の充実を図るとともに、地域住民や関係機関・団体との連携協力による青少年のインターネットや携帯電話の適切・安全・安心な利用等を啓発していく必要があります。

今後の取組

(1) 幼児教育の充実

○幼児期における英語教育の推進

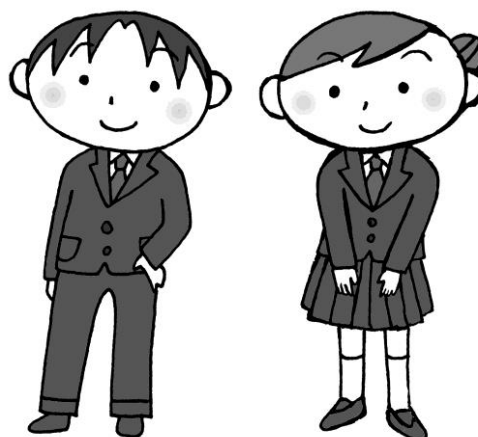
すべての幼稚園・認定こども園にALT（外国語指導助手）を定期的に派遣し、運動と英語を組み合わせたレクリエーションを実施するなど、幼児期における英語教育をひき続き推進します。

○一体的な教育・保育の推進

就学前の教育を充実させるために、保育所、幼稚園の良さを生かしながら、小学校低学年までを見通した一貫した教育・保育を推進します。また、平成26年度は幼保連携型の認定こども園が6か所あり、適正な集団を確保しながら就学前の子どもへの一体的な教育・保育の提供を行います。

○連携体制の強化と資質の向上

就学に向けた保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連絡会の開催や、にいみ子育てカレッジの専門研修への参加、教育研修センターにおける研修などにより、保育教諭の資質の向上に努めるとともに、就学前から就学後までを見通した連携の強化を図ります。



(2) 学校教育の充実

○きめ細やかな指導の充実

児童・生徒一人一人の目標に準拠した評価（絶対評価）を一層重視して、児童・生徒の良さや可能性、進歩の状況などを評価するため、個人内評価を工夫します。あわせて、学力向上に向けて、到達度確認テストや習熟度別学習を積極的に取り入れながら、きめ細かい指導を実践していきます。さらに、ICT環境を整備し、効果的な活用について研修を深める機会を設けることで、学力の向上、学習内容の定着が図れるよう、今後も継続して取り組みます。

○学校・家庭・地域の連携の充実

学校自己評価、学校評議員制度等を通じて、各学校園の教育目標、指導の重点事項等を公表し、家庭、地域に評価をしてもらうことで、指導の改善を図ります。また、中学校区での研修会を開催し、小・中学校が共通の教育課題についての意識の共有を図ります。

※学校評議員制度とは・・・

地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして、平成12年4月から実施されている。校長が学校運営にあたり、学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方等に関して、保護者や地域住民の意見を聞くとともに、その理解や協力を得て、特色ある教育活動を展開していく制度。

○豊かな心の育成

各学校における子どもの朝読書の実施や読書ボランティアを招いた読書活動を推進するとともに、基本的なモラルの育成を重視し、教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。また、家庭や地域と連携して、様々な自然体験やボランティア活動等を、今後も積極的に行っていきます。

○自ら考え、行動する力を養う機会の充実

総合的な学習の時間や言語活動の充実と関連付けて各教科の指導を充実するなど、学校の教育環境の充実を図ります。

○健やかな身体の育成

子どもが生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成を推進します。また、体育の授業やスポーツ行事の充実を図り、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力の育成に努めます。そのほか、学校・家庭・地域の連携を通して、「早寝、早起き、朝ごはん」の取組を継続して推進します。

○いじめ・不登校等に対する相談体制の強化

児童・生徒の悩みや不安に対し、専門的立場でカウンセリングを行う教育相談員の充実を図ります。また、主任児童委員と学校の連携を強化し、子どもと接することのできる体制づくりや、こころの教育の推進を図ります。

また、児童・生徒及び保護者と教育相談の充実に努めるとともに、不登校については、「不登校対策会議」を設置し、不登校の未然防止のための提言を行うなど、学校との連携を強化します。

○非行防止活動の強化

非行を防ぐため、学校における生徒指導を充実させるとともに、学校・地域・警察等と連携しながら、非行防止活動を強化していきます。また、学校において「非行防止教室」を実施します。

○子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの心身の発達に悪影響を与えないように、性や暴力を扱った雑誌、テレビゲーム等について、人権教育の視点から指導を行います。また、テレビやインターネット等からの情報を適切に得られるよう、学級活動で情報モラルに関する授業や、PTAを対象とした情報モラル講演会など、地域と連携した情報モラルの指導に努めます。

基本目標 4 男女がともに子育てと仕事を 両立できる社会づくり

1 子育てと仕事が両立できる職場環境づくりの促進

現状と課題

女性の社会進出に伴い、就労形態や生活スタイルが大きく変化し、保育需要が拡大する中で、保育サービスの提供や確保はもちろんのこと、多様な働き方の選択や職場優先の意識を見直すなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

ニーズ調査結果をみると、仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じることとして、「子どもと接する時間が少ない」「急な残業が入ってしまう」「自分や子どもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」があがっています。

本市においては、育児休業等の関係制度について周知を行うとともに、働き方の見直しについて商工会議所や商工会を通じて企業へ制度の重要性を伝えています。

一方で、育児休業制度などの関係法制度が整備されても、取得しない・しにくい現実があるため、今後も雇用環境の改善や子育てにやさしい職場づくりを企業や事業主に働きかけるとともに、地域住民に対しても、関係法制度の趣旨について理解を促進していく必要があります。

ニーズ調査から

■仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じること（就学前児童：上位3項目）



■仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じること（就学児童：上位3項目）



今後の取組

(1) 育児休業・休暇制度などの導入促進

○育児休業等、関係法制度の周知・利用促進

男女雇用機会均等月間を中心に、広報紙を通じて育児休業等関係法制度についての周知を行い、地域住民の理解や意識改革を促進します。また、特に男性の育児休暇の取得率向上を目指して企業の理解・協力が得られるよう啓発活動に努めます。

(2) 多様な働き方の推進

○多様な働き方の実現

在宅就労やフレックスタイム制など、ワーク・ライフ・バランスの観点から男女ともに子育てをしながら働くことのできる就労形態の導入について、企業に対して広報活動に努めます。

※ワーク・ライフ・バランスとは・・・

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。

○女性の再就職などの支援

出産が働く女性の社会参加の妨げにならないように職場復帰や再就職について、企業への広報・啓発活動を関係機関と協力して推進します。

(3) 不安定就労者への啓発・支援

○不安定就労の若者への啓発・支援

県等と連携しながら、安定就労に向けた若者に対する啓発活動に努めます。また、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、若者の安定就労への支援及び早期離職の防止を推進します。



2 男女共同参画の視点に立った子育ての推進

現状と課題

女性の就労が進む中、結婚しても働きながら妊娠や出産を経験し、子育てを行う家庭が増えつつある一方で、家事や育児をはじめとした子育ての多くを女性が担っている状況にあります。また、男性においては仕事で時間が取れないなど、子育てに関わりたくても関われない状況もあります。このような状況からも、男性は仕事、女性は家庭といったこれまでの性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女がお互いに尊重しあい、協力して子育てすることが重要です。

本市では、男女共同参画講座やフォーラムを通じて、意識啓発を行うとともに、各種事業に関して、男性が参加しやすい日程を設定するなど、男女がともに参加しやすい環境づくりに努めています。

今後も、固定的な役割分担意識を解消するため、男女共同参画意識の普及・啓発を行い、男女がともに協力しあいながら子育てを行うことができる環境づくりを進めていく必要があります。

今後の取組

(1) 男女共同参画による子育ての推進

○男女共同参画の形成に向けた広報・啓発活動の推進

「まなび広場にいみ」にある男女共同参画プラザを活用し、学習機会や交流会、活動場の提供を行っていきます。また、男女共同参画に関する講座や地域フォーラムの開催、男女共同参画情報紙「りぼん」の発行など、ワーク・ライフ・バランス実現のための周知・啓発を推進します。

○父親の子育て参加のための支援

父親の育児参加に対する意識向上を図るため、幼児クラブ交流事業やにいみ子育てカレッジの交流ひろば「にこたん」を土曜に開設するなど、父親が参加しやすい場づくりに努めます。また、父親を対象とした育児教室や父と子で参加する行事など、父親同士が子育てについて気軽に話せる場の提供について検討します。

基本目標5 子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

1 子どもがのびのびと遊べる場・体験の充実

現状と課題

地域における子どもの減少により、遊びを通じた仲間づくりの機会が減少するなど、社会を通じた人間形成の機会が失われつつあります。このため、すべての子どもが様々な体験活動や学習、地域との交流に自主的に参加できる場づくりを進めることが求められています。

本市においては、にいみ子どもセンター協議会で、各地域での活動の紹介や参加を呼びかける広報誌の発行、親子料理教室や体験学習などの出前講座を開催し、ふれあいと交流を深めています。

今後も、年齢に応じた子ども同士の居場所づくりや豊かな人間性を育むための様々な体験活動等を拡充していく必要があります。

また、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施し、学校施設を拠点として、地域の大人たちを指導者や安全な活動を見守る協力者として、様々な学習活動・体験活動を推進していく必要があります。

今後の取組

(1) 遊び場の充実

○遊びの空間の充実

公園の適正な維持管理に努めるとともに、学校・地域等の意見・情報を取り入れながら公園の整備や遊具の安全性の確保に努めます。

また、子どもたちが自然の中で創造的に遊びを展開することのできる遊び空間づくりに努めます。

○放課後子ども総合プランの実施【再掲】

学校施設等を活動拠点に放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施し、地域の大人たちの指導や見守りを通して、子どもたちが安全にのびのびと遊べる様々な学習活動・体験活動を推進します。

(2) 体験活動の充実

○子どもの自主性を育む体験活動の推進

にいみ子どもセンター協議会活動を支援し、各地域の活動紹介や広報誌の発行、親子料理教室や体験学習などの出前講座を通じてふれあいと交流の活動を推進します。また、市内各地域での講座回数を充実するとともに、関係機関との連携のもと多様な体験活動の情報発信を目指します。



2 子どもたちを守るための活動の推進

現状と課題

子どもが交通事故に遭うことなく、安全に活動できる社会が求められており、子どもの交通安全を確保するためにも、交通事故の実態に対応した交通安全対策を進めていく必要があります。

本市においては、子どもを対象とした交通安全教室や通学路安全マップの作成等を通じて、交通安全意識の高揚を図っています。今後も、子どもたちにわかりやすい指導に努めるとともに、市民一体となった交通安全意識の向上に向けた取組を進めていく必要があります。

また、近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発している中、子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めていく必要があります。

本市においては、市内全小学校において防犯ベルの配布のほか、防犯教室の開催を通じて、防犯教育を実施しています。また、新見市地域ぐるみ学校安全推進委員会を組織し、地域の団体や警察、行政等が行動連携し、通学路の見守りや防犯パトロール等子どもたちの安全を確保するための取組を行っています。

今後も、学校、警察、その他関係機関が連携しながら地域ぐるみで防犯対策を行い、子どもが安心・安全に過ごせる環境づくりを進めていく必要があります。

今後の取組

(1) 交通安全の推進

○交通安全教室の推進

保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校における交通安全教育を継続するとともに、児童・生徒が主体的に関わる通学路安全マップの作成等を通じて交通安全意識の高揚を図ります。

○安全マップの作成

各学校で毎年安全マップの作成を促進し、現状にあったものとなるよう取り組みます。また、各学校の安全に係る対策マニュアルを改善し、より学校や地域の実態に合ったものとなるよう指導を図ります。

(2) 防犯対策の徹底

○防犯教育の推進

全小学校児童に対する防犯ベルの配布や、警察署等の協力のもと防犯教室を継続して行います。また、新見市地域ぐるみ学校安全推進委員、各学校の見守り隊の構成員、学校職員等が連携し、地域に根ざした交通安全、防犯の取組を進めます。

○防犯設備の充実

子どもの活動範囲にある危険個所に防犯灯や防犯カメラの設置を促進するとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・学校など、子どもに関する施設の防犯設備の充実と防犯体制の徹底を促進します。

○犯罪に関する情報提供及び関係機関との連携強化

子どもを犯罪被害から守るために、警察と連携して事件・事故に関する情報提供を行うとともに、防犯訓練等を行うことで地域における自主的な防犯意識・防犯活動を促進します。

○子どもを犯罪被害から守るための活動の推進【再掲】

青少年育成センターを中心に地域の団体、警察、行政等が連携し、学校付近や通学路等におけるパトロール活動を強化していきます。また、保護者や地域住民で組織する学校安全ボランティアに対して防犯に関する知識の普及を図ります。

○「子ども 110 番の家」の取り組み強化

「子ども 110 番の家」の協力家庭の確保に努めます。また、「子ども 110 番の家」について、子どもたちへの周知を徹底するとともに、犯罪を防ぐためにも地域住民の結束をより強化していきます。

(3) 家庭における事故防止対策の徹底

○家庭における事故防止対策知識の普及

乳幼児におきやすい誤飲や溺水など家庭での事故に対する予防方法や対処方法について、乳幼児健診等の際に事故予防のパネル掲示や指導をするとともに、SIDSの防止に向けた知識の普及を図ります。

※SIDSとは・・・

乳幼児突然死症候群（Sudden Infant Death Syndrome）。それまで元気に育っていた乳幼児が、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気のこと。

基本目標 6 子育て家庭へのきめ細かい支援ができる 体制づくり

1 子育てに関する相談窓口・情報提供の充実

現状と課題

子育ては、子どもの成長段階や一人一人の個性に応じて対応が異なります。また、核家族化や人と人とのつながりが希薄化する中で、子育てに不安や負担感を持っている子育て家庭が増えてきており、これらを解消するための取組を進める必要があります。

ニーズ調査結果では、子育てに関する悩みや不安などの相談相手について、就学前、小学生ともに「配偶者」が最も多くなっており、次いで「自分の親・配偶者の親」となっています。また、就学前では「保育園・幼稚園・認定こども園の先生」、小学生では「学校の先生」となっており、身近な人や先生に相談する人が多くなっています。

また、子育て中の不安や負担では、「子どもの病気や発達について」「子どもを叱りすぎているような気がする」が上位意見としてあげられており、病気や発達、しつけなどに不安や悩みを抱えている家庭が多いことがうかがえます。

本市においては、保健福祉センターや保育所等において子育てに関する相談を随時対応しているほか、「にいみ子育てガイドブック」や「子育てだより（にいみっ子）」、ホームページ等で子育てに関する相談場所や情報の提供を行っています。

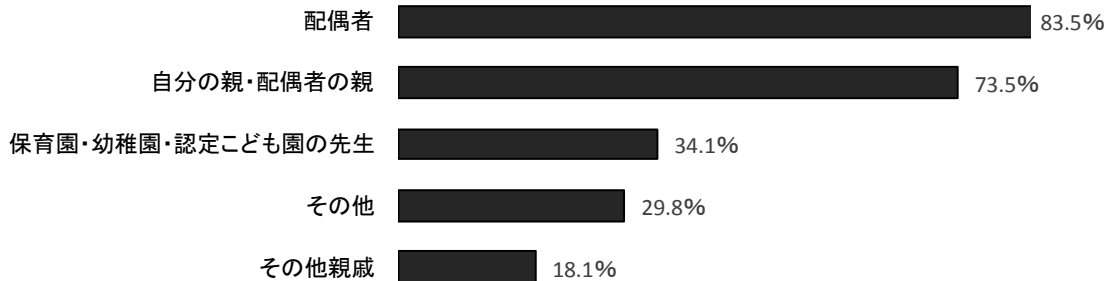
さらに、就学前の子どもがいる家庭を対象として、子どもが病気のときの対応、事故予防等がわかる冊子「子育てホームドクター」を配布しています。

今後も、子育ての不安や負担感を軽減するために、相談体制の充実を図るとともに、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、情報提供を行っていく必要があります。

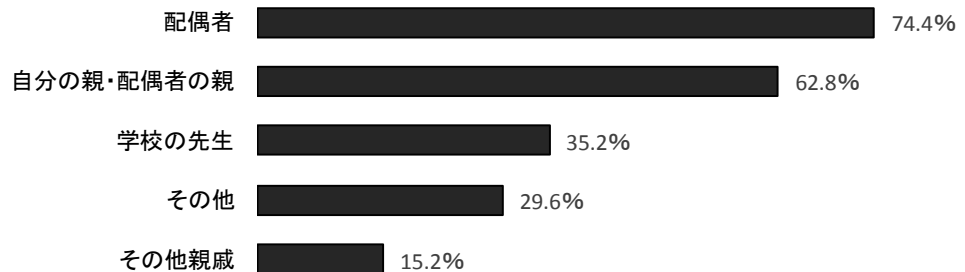


ニーズ調査から

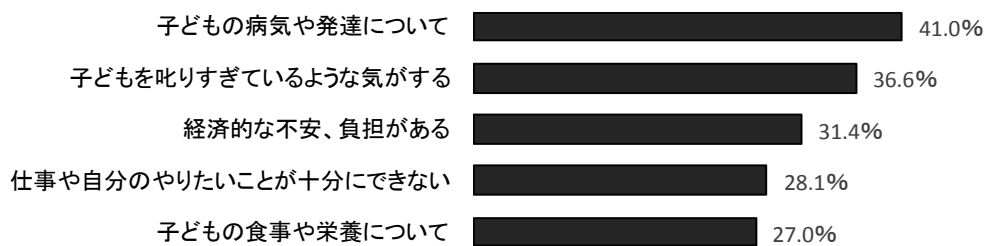
■子育てに関する悩みや不安などの相談相手（就学前児童：上位5項目）



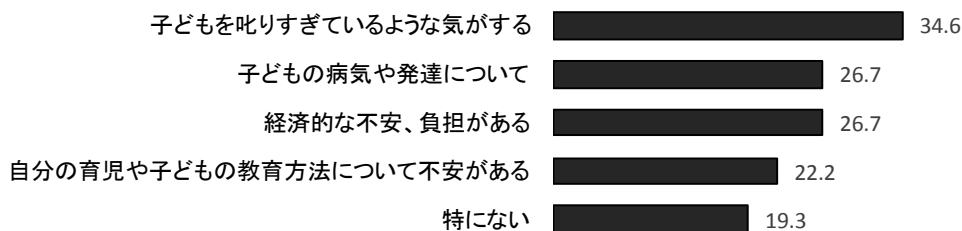
■子育てに関する悩みや不安などの相談相手（就学児童：上位5項目）



■子育てに関して不安や負担に感じていること（就学前児童：上位5項目）



■子育てに関して不安や負担に感じていること（就学児童：上位5項目）



今後の取組

(1) 相談体制の充実

○気軽に相談できる体制の整備

新見市保健福祉センターや子育て支援センター、保育所、幼稚園、認定こども園、各子育て広場及び各支局で行っている相談業務について、「にいみ子育てガイドブック」やホームページ等による周知を徹底するとともに、より相談しやすい環境を整備していきます。

○家庭児童相談室の充実

家庭児童相談室では子どもに関する相談に随時対応しているほか、保健福祉センター及び各支局では随時育児相談に対応しており、これらの相談窓口について周知を徹底していくとともに、気軽に相談できる環境の充実に努めます。

(2) 情報提供の充実

○市報、ホームページ等による情報提供の充実

市報や市のホームページ、ケーブルテレビ及びSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等で子育てに関する情報提供を行います。また、にいみ子育てカレッジが開設しているホームページを周知し、幼児クラブや子育て広場等の情報発信を行います。

※SNSとは・・・

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（価値、友人、ウェブリンク等の関係により結びつけられた社会的構造）を構築するサービスのこと。

○子育てパンフレットによる普及

毎年度作成している「にいみ子育てガイドブック」を市民課、支局の窓口、子育て広場等へ設置・配布し、情報発信を図ります。また、「子育てホームドクター」を、就学前の子どもがいる家庭を対象に引き続き配付し、子どもが病気の時の対応、事故予防等の情報提供を図ります。

○子育て家庭への情報提供の徹底

母子健康手帳交付時、出生届出時、各種母子保健事業開催時などの機会を活用し、予防接種や健診等のスケジュール表やリーフレット、「子育てだより(にいみっ子)」を配付し、育児に関する情報や交流できる場・広場などの紹介を進めます。また、民生委員、主任児童委員と連携して訪問を行うなど、情報提供を徹底します。

2 ひとり親家庭や障がいのある児童への支援

現状と課題

ひとり親家庭が増加する中で、ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るためには、地域のひとり親家庭の状況を把握し、自立・子育て・生活支援、就業支援、経済支援について、総合的な対策を実施することで、きめ細かい福祉サービスを展開していくことが必要です。

本市においては、各種手当の周知や就労支援を行っており、ひとり親家庭の経済的な自立に向けた取組や、母子・父子自立支援員による相談や家庭訪問を通じてひとり親家庭に対する相談体制の充実に努めています。

また、発達障がい児を含めた障がいのある子どもについて、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子どもが自立し、社会参加をするために必要な力を培うためには、専門家の協力を得ながら一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うことが必要です。

現在、支援が必要な子どもが見受けられる場合には、保健師が相談機関に繋ぐほか、保育所等への臨床心理士の派遣や支援員の配置により支援を行っています。

今後もひとり親家庭の自立に向けた取組を進めていくとともに、障がいのある子どもやその家族に対し、安心して生活できるよう保健、医療、福祉、教育の分野が連携し、適切な支援を行っていく必要があります。

今後の取組

(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進

○ひとり親家庭に対する経済的支援の推進

各種手当の周知を強化するとともに、ハローワークと連携して就労支援を行い、ひとり親家庭の経済的自立を促進します。

○相談体制の充実

母子・父子自立支援員による相談や家庭訪問を通じて、ひとり親家庭に対する相談体制を充実するとともに、施策や取組について情報提供を行います。

(2) 障がい児への支援

○障がい児の早期発見、早期療育の推進

各専門機関と連携しながら、各種健診を通じた支援が必要な子どもの早期発見と、必要に応じて相談機関に繋げるなどの早期療育の支援体制の強化を図るとともに、臨床心理士等による発達相談を実施し、早期発見、早期療育を推進します。また、臨床心理士との連携を強化し、保育所・幼稚園・認定こども園とともに発達の段階に応じた支援の方向性を検討するなどの体制づくりを進めます。

○保育・教育環境の充実

保育所・幼稚園・認定こども園の保育教諭及び小・中学校の教員に対して、対応・支援方法を学ぶための研修等への積極的な参加を推進し、資質の向上を図りながら適切な支援に努めます。また、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携を強化することで、継続的な支援を実施します。

○保護者への支援

障がい児の保護者を対象に、家庭における個々の子どもに応じた適切な子育ての方法を学ぶ教室への参加の促進や、専門医等による年4回の幼児発達相談の実施により、集団指導・個別指導に取り組みます。また、子どもへの対応だけでなく、障がいの特性に応じた関わり方を関係機関と連携しながら保護者へ伝えていきます。

○関係機関との連携強化

障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」との連携を強化し、障がいの疑いのある子どもを含めた障がい児全体に支援が行き届くよう、情報提供を行います。

また、新見市障害者自立支援協議会と連携をとりながら、障がい児やその家族の交流の促進に努めるとともに、協力して支援を行います。

○地域生活の支援の充実

乳幼児健康診査や保健師等による相談、訪問指導により乳幼児期の障がいの早期発見とケアに努めます。また、自立支援給付・地域生活支援事業の充実を図るとともに、各種施策を周知し、地域での生活の支援に努めます。

3 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

児童虐待が全国的に増加している中、子どもに対する身体的・精神的な暴力だけでなく、ネグレクト（育児放棄や育児怠慢）による問題も発生しています。その背景には保護者の子育てに対する不安や負担、精神的・経済的な問題などの様々な要因が働いているとも言われています。

本市においては、乳幼児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診などから把握した支援の必要な親子に対し、保健師が養育上の問題を解決するために養育支援訪問事業を実施しています。また、支援が必要な親子に対し、専門相談の場や育児支援の教室等への勧奨を行い、関係機関と連携をとりながら支援しています。

今後も、関係機関と連携しながら虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待の再発防止や虐待を受けた子どもへの支援の充実を図っていく必要があります。

今後の取組

(1) 児童虐待防止対策への取り組み

○児童虐待防止への意識の向上

要保護児童対策地域協議会が中心となり、児童虐待防止推進月間を中心に、広報・啓発活動により、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図ります。また、支援者を対象に研修会を開催し、支援者の資質の向上に努めます。

○子育て家庭の孤立化の防止

乳幼児健康診査において、虐待防止の視点に立った相談等の支援を継続し、民生委員、主任児童委員、家庭児童相談員による定期的な家庭訪問により、相談しやすい体制づくりに努めます。また、支援の必要な家庭については、ケース会議を開催するとともに、民生委員、主任児童委員、家庭児童相談員、保健師が連携して家庭訪問等の支援に取り組みます。

○養育支援訪問事業の充実

養育支援が必要であると判断した家庭において、保健師等がその家庭を訪問し、専門の相談の場や育児支援の教室を紹介するなど、家庭において安定した養育が可能となるように支援します。また、関係者でケース検討会を実施するなど、虐待防止に向けた関係機関の連携強化を図ります。

○虐待防止ネットワークの強化

児童相談所、こども課（家庭児童相談室）、教育委員会、健康づくり課、警察署、保健所などの関係機関の連携体制を強化することで、情報交換や実態を把握し、適切な支援方針の決定・見直しを行います。また、要保護児童対策地域協議会を通じて啓発活動や研修を行うことで、意識の醸成を図り、児童虐待の防止と早期発見に努めます。

○要保護児童へのフォロー

要保護児童の回復支援のため、児童相談所、家庭児童相談室、教育委員会、学校関係（保育所・幼稚園・認定こども園を含む。）、保健師、主任児童委員が連携して、支援や見守りなど長期的に関わることができる体制の強化を図ります。



資料編

1 新見市子ども・子育て会議設置要綱

平成25年11月15日

告示第148号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、新見市における子ども・子育て支援事業の推進に関し、必要な措置について協議するため、新見市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項に規定する事務
- (2) 新見市次世代育成支援行動計画の推進に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 関係団体の代表者である委員が、任期中にその職を退く場合は、その後任者がこれを継承する。
- 4 関係行政機関の職員である委員が、任期中に異動となる場合は、その後任者がこれを継承する。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が召集し、会長が議長を務める。

2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときに、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 子ども・子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の任期中の最初に開かれる子ども・子育て会議は、市長が召集する。

(新見市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止)

3 新見市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱（平成20年新見市告示第91号）は、廃止する。

2 新見市子ども・子育て会議委員名簿

	役 職 名		氏 名	区 分
会 長	新見公立短期大学	教 授	片 山 啓 子	学識経験者
副 会 長	新見市主任児童委員連絡部会	部 会 長	家 本 光 子	
	新見市小学校長会	副 会 長	赤 木 源 一	関係団体
	新見市幼稚園教育研究会	会 長	森 本 章 代	
	新見市保育協議会	会 長	山 本 眞 由 美	
	あおぞら児童クラブ運営委員会	委 員 長	丸 山 尚 人	
	新見市幼稚園PTA連合会	会 長	矢 吹 順 一	
	新見市幼児クラブ交流事業実行委員会	委 員 長	川 本 智 子	
	新見商工会議所	事務局長 代 理	相 原 敏 男	
	阿哲商工会	会 長	木 村 正 明	
	新見市教育委員会	部 長	佐 藤 努	行政関係
	新見市福祉部	部 長	矢 田 貝 誠	

新見市子ども・子育て支援事業計画

～家庭を源に、地域全体で子どもを育てる都市～

発行年月：平成 27 年 3 月

発行・編集：岡山県新見市こども課

〒718-8501 岡山県新見市新見 310-3

T E L 0847-72-6115 F A X 0867-72-1407

